

第四章 村落秩序の変貌

第一節 村落構造の変化と村方騒動

近世後期の江戸時代幕府代官所や諸藩のもとで、各村ごとに「村明細帳」がつくられた。この時代の村人 口 勢要覧ともいふべきもので、村むらの様相が概観できて大変便利な史料である。本市史第四

巻(二)史料編にもかなり収められているが、天保十二(一八四一)年の中畑村を例にとれば、記載はつぎのようである〔近世曰〕。まず冒頭に村高があり、ついでその明細が田畑・屋敷ごとに面積・石高で記される。除地として年貢を免除された部分もあり、年貢賦課基準高が「納辻惣高」として記されている。これら本年貢に対し、雑年貢として一括されるものに、夫米(銀)、山(役)年貢、渋柿・松茸運上の銀納部分と、粟・稲・蕨・竹などの現物納部分とがある。また国役銀も併記されている。これらは今日でいえば公租公課に相当するものである。つぎに「中畑村委細帳」では同村の家数・人数が載り、村内の寺院・神社とその本尊がつづき、末尾に「当村は至極山中にあり、八分九分通り水田に麦作できず、山渡世をしている」云々とその村の生産条件が示されている。この項は詳しい帳面〔たとえば「服部村明細帳」〔近世曰七〕、古蹟家文書〕になると、水利施設、土壌の特性、

表41 杉生村・氷室村・富田村の人口

〔杉生村〕

年次	家数	人数
寛政11	20	74
文政3	16	75

注) 浅野家文書(近世(165, 67)による。

〔氷室村〕

年次	家数	人数	男	女
弘化2	43	217	115	112
明治5	58	270	130	140

注) 吉田(博)家文書(近世(173, 76)による。

〔富田村〕

年次	家数	人数	男	女	僧
宝暦2	404	1837	928	889	20
天明7	438	1884	966	903	15
寛政8	423	1778	899	863	16
天保13	473	1955	948	1007	1

注) 吉田(家)家文書(近世(164ほか), 普門寺文書(近世(169)による。「職多」はふくまない。

肥料、農間余業なども記入され、あわせて出入作高や田畑質物価格、小作料の相場も記録される。また村民の家数・人数も詳しく、高持・無高の別、男女と僧侶の別に記され、農業以外に従事する左官・鍛冶・大工・医師・鋳物師等の職人、酒屋・質屋・油屋等の商人、猿回し・穢多などの調査結果を載せる明細帳も存在する。

これらの記載のなかで村況の変化を追えるものは、家数・人口の項であろう。異なった年次の明細帳を残す村はごく少ないが、それでも平野部の富田村・氷室村と山間の杉生村では、その推移がうかがわれる。

それによると、杉生村は寛政十一(一七九九)～文政三(一八二〇)年の間に人口の増減はほぼなく、富田では寛政二(一七九〇)～天保十三(一八四二)年の間に一七〇人余、氷室では弘化二(一八四五)～明治五(一八七二)年の間に五三人の増加がみとめられる。一九世紀に入り幕末期にかけて、農村人口の増大するイメージが得られるが、かなり年数の隔たった期間の数値であるため、そ

Ⅶ 近世の高槻

表42 東天川村の人口

	年次	人数	指数	男性の 比率
1	元禄7—宝永8	279	130	50.9
2	正徳2—延享2	274	128	
3	延享4—宝暦13	240	112	
4	宝暦14—安永8	224	105	
5	天明3—寛政5	214	100	
6	寛政6—文化15	224	105	
7	文政3—天保4	235	109	
8	天保6—天保15	238	111	
9	弘化2—嘉永7	247	115	48.9
10	安政2—慶応3	255	119	

注) 人数は10年分の平均。森田家文書による。

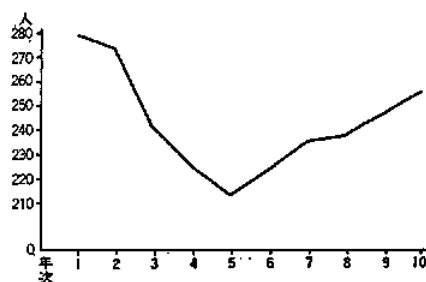


図22 東天川村の人口変遷

が、飢饉などの自然災害によるものでないことを物語っている。先に断片的にみた杉生・氷室・富田の動向が、東天川村にもあらわれている。また男性に比べ女性の比率があがる傾向も、共通してみとめられる。江戸時代を通じて女性の平均余命が伸び、男性のそれと逆転することが報告されている〔通水脈はか「数量は

の間の推移が、これら村々の明細帳ではつかまえない。そこでつぎに別の史料、宗旨人別改帳によって東天川村における人口変動をみることにしよう。

東天川村には、宗旨改帳が元禄七（一六九四）年から明治四（一八七二）年にいたる一七八年間のうち、一〇三年分がある〔森田家文書〕。各年次の宗旨改帳は浄誓寺・西法寺・慈明寺・光通寺・常見寺・本行寺の檀那寺ごとに集計され、年によって男女の別も記されている。いまそれを一〇年分ごとに平均をとり、その推移を示すとつぎのグラフのとおりである。第五期（天明三—寛政五年）を谷底にする変化が顕著にあらわれる。同じ飢饉時でありながら、天保期（第七・八期）は天明期と比べて増加傾向にある。このような人口変動

「経済史入門」が、これも一因かも知れない。

農民層のこのような農村人口の変化は他の村むらでは分 解 も確かめられるが、近世後期の村むらではまた別の変化が深く進展した。それは農民層の分解である。成立当初から近世村落は大きな階層差を含み込んで存在していたが、この頃になると村むらの中心的部分であった本

百姓が、商品生産の波の中で分解を余儀なくされた。その結果村落上層には持高三〇石をこえる地主・富農が形成され、その対極として下層には五石未満から無高の貧農が大量に析出された。これが農民層分化の一般的傾向だが、村むらの条件によってその進展度は異なり、文化三（一八〇六）年の古曾部村では、所持高五〇石のいわゆる中農層が、まだ高持百姓全体（寺社・惣作分二一含む）の四五パーセント余を占めている。

無高の水呑百姓の数も、農民層分解の進展度を示すもう一つの指標であるが、わずかに一人をかぞえるにすぎない。享和三（一八〇三）年の同村「御分見御改書上帳」〔近世〕に「農業の外渡世なし」とあり、無高百姓を生みだす経済条件がこの村では未熟であったことと関係しよう。

農民層分解の状況をもう一つ、真上村についてみよう。同村では、天保〇明治初年における農民構成の推移がわかるが、古曾部村よりいっそう、農民分化のすんだ様相が知られる。中農（五―二〇石）層の比率は、高持百姓全体の二六―二三パーセントで、無高の比率も三〇パーセント前後にのぼる。だが同時にこの構成が、幕末期三〇余年の間にほとんど変わらず、この間農民層分解は停滞的である。なお同村には屋号名をも

表43 古曾部村の農民階層（文化3年）

持 高	人 数
50石以上	1
30--50	
20--30	5
10--20	21
5--10	27
1--5	42
1石未満	20
0	1
計	117

注）五十嵐家文書による。
本郷分719石余のみ。

Ⅴ 近世の高槻

表44 真上村の農民構成

年次 持高	天保4 (1833)	天保10 (1839)	嘉永7 (1854)	明治2 (1869)
30石以上	2	1	1	2
20—30	3	4	2	2
10—20	11	10	10	9
5—10	14	13	13	12
1—5	41	45	45	43
1未満	24	24	21	22
0	37	35	38	42
計	132	132	130	132

注) 「御年貢勘定帳」(真上区有文書)による。

表45 真上村の農商兼業

名	持高
八木屋伊右衛門	28.670
魚屋半右衛門	17.7615
立花屋八兵衛	8.480
鋸屋源兵衛	8.001
丹後屋利助	6.145
魚屋庄藏	6.030
豊嶋屋久兵衛	3.925
花屋甚助	2.950
橋屋四郎兵衛	1.847
袋屋藤兵衛	1.500
半屋甚右衛門	1.280
松屋卯助	—

注) 史料は前表に同じ。

〔中部よし子〕高
槻近郊農村にお
ける地主制の形
成—郡土高槻
集積した土地
のようにして
同家ではこ

表四六によれば、もっとも多く買い入れているのは元文二—寛延四年期で、幕末の弘化—慶応期、宝暦—明和期がこれについている。売主の階層はわからないが、おおむね一—三石の土地を手離している。明治期には二三年間に二四町一反余が集積され、それも売渡人一人平均四反となり、集積のテンポは格段に速まる

つ百姓を二人数えるが、彼らは農商兼業であった。このような農業以外の社会的分業の展開が、真上村の農民層分解を支えていたわけである。
ところでこのような分解を通じて地主制の形成がすすむが、西天川村の磯村家は市域の代表的地主である。同家(当主名弥右衛門)がこの時期、周辺村むらの農民より集積した土地は表四六のとおりである。土地は質物として同家に入ったもの、譲渡されたものの双方をふくむが、ここではその区別をしていない。同家の土地台帳でなく、譲渡証文によった集計のため、現実の集積高はこれを上回る。

第四章 村落秩序の変貌

の一部を手作りし、のこりは小作に出した。明和元（一七六四）年の所持高は六〇余石をかぞえるが、手作地は一石にすぎず、過半は四一人に小作させている。実際の小作料はわからない。参考に天明七（一七八七）年の富田村明細帳によると、その相場は三ランクに分かれている。近世初期の検地のおり決められた石盛が上々田一石七斗、上々畑一石四斗であったから、この間農業生産力の著しい上昇があったとしても、上位の小作料は相当なものである。

奉公人を 磯村家はまた周辺村むらからめぐって 奉公人を雇い、手作地の耕作や家事労働に使った。いずれも若年の長年奉公人で、給銀を前借りして奉公に入っている。

このように上層農民と下層農民の間には、村域をこえて奉公人関係が広範に展開した。奉公人には前記の長年奉公人のほかに、短期の奉

表46 磯村家の土地集積

年次	年数	買入総高 石	売却人数 人	買入人名
享保1～20 (1716～1735)	20	35.7153	24	弥右衛門
元文2～寛延4 (1737～1751)	15	54.040	33	弥右衛門
宝暦1～明和7 (1751～1770)	20	42.8657	27	小高槻 弥右衛門
安永3～10 (1774～1781)	8	9.970	5	小高槻 丈助
この間証文なし				
寛政1～享和1 (1789～1801)	14	20.7331	14	弥右衛門
文化1～15 (1804～1818)	15	5.237	3	弥右衛門
文政2～15 (1819～1832)	14	15.209	6	弥右衛門
天保2～15 (1831～1844)	14	20.2827	19	弥右衛門
弘化2～慶応1 (1845～1865)	21	46.6773	23	弥右衛門 安政6より弥十郎 万延1のみ仁兵衛
計	151	250.7311	154	

注) 中部よし子『高槻近郊農村における地主制の形成』（郷土高槻叢書11）による。

Ⅶ 近世の高槻

表48 古曾部村の奉公人(寛政9年)

出身地		人数	男	女
山城	京	1		
	伏見	1	6	4
	葛野郡	8		
丹波	福知山	1		
	桑田郡	4	6	3
	天田郡	4		
摂津	当村	14		
	近村	8	15	9
	高槻	2		
計		43	27	16

注) 五十嵐家文書による。

公人がいた。長年季のそれは若年の男女が中心であったが、短年季や日分け奉公人は成人の男女であった。この頃、どの程度奉公人関係がひろがっていたのかを、古曾部村についてみよう。

史料は古曾部村に入った奉公人と同村から出た奉公人の双方を調査した帳面〔家文書〕である。寛政九(一七九七)年当時古曾部村に入った奉公人は四三人、反対に出ていった奉公人は一二人、圧倒的に入る方が多く、同村

が周辺農村の過剰労働力を吸収していたことがわかる。同村に入った奉公人を集計すれば、表四八が得られる。四三人のうち半数以上が同村および近接の町村(高槻・芥川・上田部・安満・真上・下・別所の各村)より入り、のこりがやや離れた山城・丹波の町村より入った。男女の比は、三対二で男性が多い。年季の別は一年

季が一八人、長年季が二五人、しかも一年季は一人をのぞきほとんどが近隣農村を出身地とし、山城・丹波出身の長年季奉公と明瞭なコントラストを示している。

また近接農村には同村から一二人が奉公に出、その内訳は高槻四、野田四、大塚二、唐崎・真上各村一人となっている。女が一〇人、男が二人と女性が圧倒的に多く、また年季別では一年季が七人、長年季五人である。全体として古曾部村は、同村を含む近接農村との間で一年季奉公人

表47 富田村の小作料

田	上	1石8斗
	中	1 3
	下	0 7
畑	上	1 3
	中	1 0
	下	0 35

注) 吉田(泰)家文書(近世仁64)による。

表49 真上村の奉公人

年次 出身地	嘉永二	同五	安政五	元治元
丹波	5	8	11	10
山後	2	3	2	
丹津	1	1	3	
河内	1			
計	9	12	16	10

注) 真上区有文書による。

を中心とする奉公人圈をもち、また比較的離れた山城・丹波の町村との間で長年季の奉公人圈をもった。近接農村との間では相互に出入りがあったが、山城・丹波からは一方的に奉公人が送りこまれた。同様な関係は真上村においても確認され、丹波・山城の町村が市城農村への重要な奉公人供給源であったといえる。

ところで眼を雇傭主の側に移すと、先の古曾郡村の場合、四三人の奉公人が二一人の農民に雇われている。それぞれの持高は不明だが、一部上層のみに偏らず、雇傭主はかなり広く分布していたといふ所領関係をこえて展開し、村落諸階層の農業経営や、生計にとって

えようか。このように労働市場は村域・所領間重大な関心事となった。奉公人関係の展開が市域の農村社会に与えた影響としてまず注目されるのは、良質の労働力の確保をもとめて行われた奉公人規制である。とくに高槻藩領では宝暦年間（一七五一〜六三）以降、他所・他領奉公がしばしば禁じられた。

宝曆五（一七五五）年春に他所奉公人の呼び返しが行われ、同十四年には五人組ごとに改めて

表50 古曽部村の雇傭主

主 備 屬	一 年 季	長 年 季
衛門衛衛衛衛衛 兵衛兵衛兵衛 右兵兵兵兵兵 德源佐次弥九井四甚饑六定又治半作祐五三吉孫	2 2 2 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1	5 2 1 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
計	18	25

注) 五十嵐家文書による。

Ⅶ 近世の高槻

決して出さないことを誓約している〔中村曰家文書〕。それでも他所・他領奉公に出ることは止まなかったようで、寛政十二（一八〇〇）年の川久保村は、それを破ったとして誹責をうけている〔西田家文書〕。このとき川久保村が提出した誓約書には、奉公人の「我俣」なる事項がみえ、奉公人の雇傭条件も規制の対象であったことがわかる。

この面での奉公人規制の一例として、安永七（一七七八）年の島上・島下両郡取極めを表五一にかかげた。女奉公人には「身の廻り洗濯休」というものがあるが、この取極めには記されていない。

享保期の富田騒動 近世後期における村落社会の変貌は先にみたと動と入江若水 おりであるが、つぎに村落社会の内部に立ち入って、この時期の村落生活の実相に接近してみよう。手掛りとして村方騒動や村法に注目したい。前期の村方騒動（村方出入、村方惑乱とも）は、第一章ですでにふれてあり、ここでは、享保年間以降のものを取りあげる。この期の村方騒動は村落財政をめぐる争論が、村役人と一般農民との間でたかかわられるものが多く、庄屋・年寄への不帰依（不帰依・リコール）へと発展した。ところがこのような騒動の中にあつて享保十（一七一五）年（一七二五）年の富田村騒動は、特

表51 島上・島下両郡の奉公人規制（安永7年）

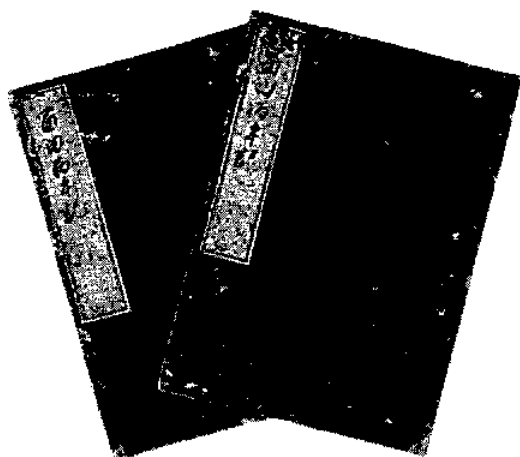
項 目	下 男			下 女	
給 銀 (半)	3 年季上男	130 匁	(2石26)	半季居下女(上)	6 斗 5 升
	中男	110	(1石91)	(中)	5 斗
	下男	90	(1石56)	(下)	3 斗 5 升
昼 休 み	4 月 8 日～7 月14日			—	
出代りと入勤	12月20日と12月25日			2 月 2 日と 2 月15日 8 月 2 日と 8 月15日	
藪 入 り	正月16日、盆月16日			1 夜泊り	

注) 中村曰家文書（近世曰126）による。下男の（ ）内は当時の米價に換算したもの。

色ある展開をみせた。

「近年富田村庄や共々甚しく、村入用おびたしく（惣百姓が）年々困窮に及ぶ」状況が前提となっているが、発端は十年の暮、入箇銀の支払いを連絡してきた庄屋藤兵衛に、市郎右衛門（清水家）が合点がゆかめので入箇帳をみせるよう、庄屋に要求したことにある。庄屋は拒否し、領主（大坂城代戸田忠國）に訴え出、両者の争いとして始まったが、間もなく一般百姓からこれを機に庄屋替えを願い出ようとする動きが出てきた。並行して十一年三月、富田村本郷・出作・エタあわせて一八一人の連名で訴状を大坂に提出し、村入箇（用）の吟味と掛け銀の返済を願い出た。領主はこれに対し、一二〇人の出訴は徒党だとして代表者（高持五人）を処分した。四月、出入りは慶端寺大拙の扱いのもとで調停され、庄屋二名の退役、取込銀の返済で一度は落着いた。ところが後任の庄屋役をめぐる争論は再燃し、再度大拙が調停に入り、権兵衛・七右衛門二株の庄屋支配が以後行われることとなった。翌十二年六月には庄屋権兵衛の側で、入札（投票）までして決められた庄屋・年寄であるから、以後跡役を家伝子譲りにはしないと誓約している【近世目】。

騒動はこのように経過するが、その発端を切り開いた清水家側では、当主市郎右衛門利恒の従兄、入江若



写101 「富田丙午記」（清水家文書）

水がこの件で江戸に下っている。若水の人となりは第五章三節に詳しいが、荻生徂徠門人であった関係からその手づるを伝い、老中・勘定奉行にあて、(一)富田村の分郷支配をやめ、すべて幕府直領とする、(二)定免制の実施、(三)村入用の減少などを願ひ出た。幕領への支配替えは幕府の認めることとならず、私領方の領主は大坂城代松平勝以より同戸田忠國に替わった。だが定免と村入用減少の件は、幕領代官上林又兵衛に吟味させるとの評定所の裁許をえて、若水は富田に帰った〔近世行三〕。

村入用に関する争論の結末は先にみたとおりだが、この年の騒動では庄屋に對峙し、富田十人衆の筆頭であった清水家と一般百姓が連合していたことが特徴である。一般の村民が庄屋の罷免を実現させたことは時代の新しい傾向であるが、この騒動における清水家の立場は、「分郷をなくし一村すべて幕府領とし、市郎右衛門梓庄藏に若水を後見に立て、庄屋の一人に加えられれば、村入用も減少させる」〔近世行三〕の文言に端的に示されるごとく、旧特権の回復運動であったといえよう。若水は連合している百姓たちを念頭において、「よく御思案候へし、近年加賀国大庄寺の百姓一揆よりこのかた、安芸広島下の村々百姓共いひ合せ、代官の門を墮ち、庄屋の家を崩す、周防・長州にも此例あり、ちかくハ去年大和郡山にも郡代・代官をうらみ嗽訴いたし今に騒動やます、地頭方の御名もいて百姓も勿論なんきに及ふハ街談に聞ける所いふも更なり、愚痴無智の奴原、何事をか巧み、何事をか訴候はんも計りかたし」〔富田丙午〕と述べているが、ここに彼の立場が余すところなく表明されている。

村方騒動 先に富田村の騒動の結果、新しく庄屋・年寄についた人たちが惣百姓にあて、以後跡役を世襲しないことを誓約していたことにふれたが、村役人は幕府や諸藩の末端行政につらなる特

権的地位をもつと同時に、村落共同体を代表するという二重の性格をあわせもった。そして村方騒動は時としてこの双方の性格が対立し、村役人が構成員の負託にそむいて「私欲」に走ったとして批判がむけられる。たとえば享和元（一八一〇—一八一）年の古曾部村では、村役人のうち年寄惣右衛門に対し「村方の用向きは何によらず、自分了簡にて相務め、私どもへは後になって出すので、いかがかと思う事も大体、八歩どおり決まっておりますしようもない」とその非民主的な行為に批判が集中している〔近世口〕。「私欲」と指弾される事柄はささいなことが多いが、村役人の私欲は村落構成員全体の欠損、あるいは負担増につながり、「村方困窮のもとひ」だとする意識が、この頃の村方騒動の基礎に共通してあった。

古曾部村では寛政八（一七九六）年、庄屋・年寄が入れ替わったがそのとき、新村役人たちは五石以上の高持百姓を浄教寺にあつめ、(一)当村困窮につき、毎月一同が寄り合い、村方諸帳面を公開し、俵約の協議をしたい、(二)新任につきなにかと案内だから、俵約になる方法があれば遠慮なく申し出てほしい、の二点を誓っていた。ところが諸帳面の公開は、二、三度したきりで以後は実施されなかった。だが俵約の励行は、先役のときと比べて成果があり、入箇も四く五匁に減ったので、百姓一同はその功を謝している。村落行政が惣百姓の負託と監視をうけて行



写102 古曾部旧村（市内古曾部町一丁目）

われていたといえよう。このときの新任村役人は五人であったが、以前は四人だったから一人減してほしいとの要求が寛政十一年、惣百姓から出されていたが、この効率ある村落行政を求める要求は、享和元々二年の惣右衛門退役の背景にあった〔近世Ⅰ一八三〕。

初期の村役人として庄屋は世襲のものが少なからずあったが、村方騒動の洗礼をうけて、中・後期に村役人の公選（入札）が行われたり、複数庄屋の隔年制がとられた。市域の北端丹波国桑田郡田能村は二年ごとの隔年制をとり、次右衛門が寛政十一（一七九九）一八〇〇年に庄屋役を勤めたが、彼の「不道理の取計い」をめぐる、翌々（享和二）年出入りがあった。百姓たちの訴状では、（一）年貢銀納相場より多めに取立した、（二）銭納した者に対しては、城下までの運送経費がかかるからと、相場の三分下げで受け取った、（三）早損のおり村方がうけた救米を割り渡さず、拝借銀も不正に使った、（四）材木商をやっているが、売先から代銀をとらず、その分村方へ高割りにしている、の諸条をあげて、次右衛門の退役を願ひ出ている〔近世Ⅱ一八三〕。

村方騒動は今日風にいえば、村落行政の効率化、行政改革をもとめたたかわれたと規定することができるが、この際騒動の対立が村役人対一般百姓、もしくは他の村役人を含む一般百姓という図式をとる（先述の古曾部村・田能村など）もののほかに、村落組織内部の争いの形をとって表現されるものがある。

文化五（一八〇八）年の西天川村騒動がこの例で、同村では町方・下方の二株百姓が倭約仕法をめぐる争った。町方は庄屋与右衛門の支配にあり、下方は同弥左衛門の支配にあり、その株高は町方三七六石余、下方三七三石余であった。二株は村役人を別にし、年貢の収取・上納も別個に行っていたが、なにかにつけて双方の役人の気が揃わず、相談が決まらないので、今後村勘定も別個にしようとする町方役人に対し、下

方はあくまで一緒に倭約仕法を立てるべしと主張して譲らず、訴訟となった。

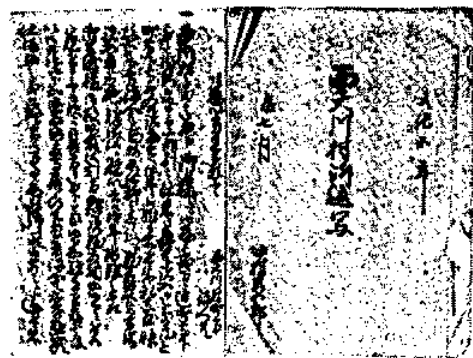
「正直に役意をもって利方の取計いをするのが、村役人の勤めだ」とする原則論では一致しつつも、双方はその主張を譲らず、町方からは、下方は自分たちを本郷とよび、町方を出作と称している、下方からは、町方の庄屋与右衛門の取捌きが勝手に下方役人は困っているとの批難の応酬があり、対立は拡大している〔近世〕。結末のほどは不明だが、株共同体の対立による村方騒動と位置づけることができる。

村法と制裁

村方騒動の文言にはしばしば、村むらの困窮が強調されており、騒動による村政改革は、この時期村む

らが直面した危機を乗り切る一つの処方箋であった。またこの対策が、村民の共同意思で村法の形をとって表明される場合も多かった。

宝暦四（一七五四）年八月、真上村では大小の百姓、無高の百姓までのこらず立ち会い、五カ条からなる村定を決めた。第一条に村方普請などの節、不働きの者がいるが、見つかった場合どんな処分をうけても文句はいわない、第二条に村民同志、銘々一分の儀を立てようと争わず、もし争った場合は両成敗の条目に従って処分する、第三条に村方の若者たちが騒いだりすれば、奉公人は中途にて解雇し、親もまた厳しく申し聞か



写103 西天川村方騒動につき返答書
(中村白家文書)

せる、第四条にこれまで村方で定めてきた条目を順守する、第五条に村役人と長百姓おきなが寄り合つて決めた法度を、小百姓が背いた場合は、村八分とする、の五項目がうたわれている。村落自身がかなり強力な自律的法人団体であったこと、またそれが主に村役人と長百姓たちによつて運営され、階層性をもったことがよく示されている。このような取極めを真上村住民に行わせた背景は、ここには一言も記されていないが、多くの村法は、困窮対策、すなわち儉約条項を含む。

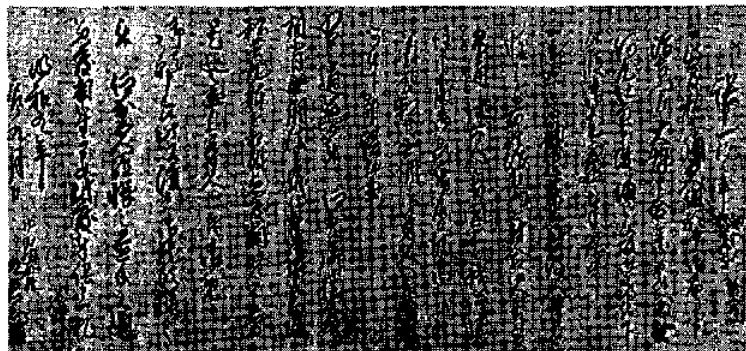
寛政十（一七九八）年の奈佐原村儉約定書は、「近年の早魃・凶作の連続で物入りが多いので、この度村中申合わせ不費の筋を儉約する」として四カ条の取極めをした。儉約は嫁取り・婿取り・養子・出生祝いや五節句・社寺参詣時における音物（贈答）・慶応にわたるものである〔斎藤家文書〕。翌々十二年には高槻藩領六組の村むらで、より詳細な儉約条項が決められているが、これは領主権力主導のものである。六組では文政三（一八二〇）年にも儉約取締書が作成されたが、規制は博奕諸勝負にはじまり、養子・嫁取りの振舞、三・五月の節句、葬式・出産の香儀・祝儀、若者対策、衣類着用、髪飾り、神祭、盆踊り、病人見舞、家屋普請棟上げなど、庶民生活の万般に及ぶものである〔近世文書〕。

村落の自律性と領主権力の主導性のどちらが、個々の村法・村定に強く反映しているかはなかなか判断の難しい問題であるが、儉約規制が微細な点に及ぶのは、領主権力のイニシアティブのもとで作られた定書に多くみられ、天保改革の儉約定書はその集大成といえる〔真上区有文書、北条家文書〕。

また村法や儉約条項に背いた場合、誰が違反者への処分を行使するかという点も、村落の自治法か領主法かを見分ける一つの基準となる。宝暦四年の真上村定が、違反した小百姓は村八分とすると記されていたこ

とを想起したい。村落の自律性は、また処分の自主性（制裁）として村むらに保持されていたわけである。

村落住民が反対の立場に分かれて争う村方騒動において、もちろんこのような制裁はみられた。制裁行為としては付合い禁止・火の取替え禁止・参会差留めなどがある。野田村では明和九（一七七二）年、「村役人を軽んじ、百姓治左衛門を付合、火の取替え不通」にしたとして一五人の百姓が村役人に謝り状を出している〔近世〕。二年後の安永三（一七七四）年には同村で、村役人の非法を訴え村中を騒動させたかどで六人の百姓が、参会差留めの措置をうけたが、このままでは「身分家内の者殊外難渋」〔身分住居の家相続成難い〕からと、処分容赦を願ひ出ている。もし許されれば以後、隠居の心になり、村中のすべての寄り合いごとに出席しないように慎むと誓っている〔近世〕。参会差留め措置が、村人にとってかなり厳しい制裁行為であったことがうかがえる。また同村の別の件（安永元年）では、参会差留め中の人物に不幸があったため、悔み・手伝い・野送りに行った百姓一〇名が、やはり村役人に謝罪している〔文書〕。参会差留めは村八分に等しいものだったのである。



写104 野田村村方騒動詫状（西尾家文書）

第二節 水と山林と村落

水利組織 現市域における灌漑形態の中心は河川に依存するものであった。もとより、標高の高い旱損と水輪地も多く存在したため、溜池・井戸による用水も無視できない灌漑形態であったが、溜池の

受水地域は一村ないし立会の数カ村の範囲に限定され、井戸は水利施設の実質上の私的所有にほかならなかった。いずれも、孤立分散的な性格の強い灌漑形態であったといえることができる。これに対して、河川灌漑は、河川から扒樋により獲得された用水が自然流下方式によって毛細管的に分岐した水路を経由して個々の水田に供給され、利用を終えた悪水を排出するための井路は、枝分かれした水路が逆に収斂して再び河川に結合するものであった。その水利施設の体系は、一村の内部において完結されることがほとんどなく、村落を構成単位とする水利組織の形成を必然化した。

表五二は、現在のところ史料上確認される水利組織とそれぞれの構成村落とを表示したものである。同表のうち、五社組は用水獲得のための組織であったが、そのほかはいずれも淀川沿いの低地に位置し、地域一帯の中心的課題である悪水排出を目的としていた。起原をすべて明らかにすることはできないが、中世郷村の惣的結合を継承したものや、近世にはいつてから水利組織体としての輪郭を表わしたものが混在したと考えられる。

近世社会の開幕とともに、いわゆる村請制の単位としての行政村落が設定され、高槻藩領においてもその

表52 水利組織の構成村落

名 称	村 名
五 社 組	宮田・富田・西五百住・赤大路・島下郡総持寺・中城・太田
五 領 組	神内・梶原・上牧・鶴殿・井尻・萩庄・東天川・野田
番 田 組	東天川・野田・野中・中小路・大塚・大塚町・西天川・辻子・ 番田・西冠・下田部・土橋・高槻・安満
五位庄組	富田・芝生・唐崎・鮎川
三箇牧組	柱本・西面・三島江・唐崎

連合体としての六組の行政組織が設定されていたが、水利組織は、水利秩序の固定化とともに、いわば自然村落的な性格を強くともめ、生産共同体的な機能的結合をもつものとして、すべて出揃ったのである。それらは、たんに水利施設の維持・管理機能をはたすにとどまらず、内部的には水利慣行の規範を示し、外部にたいしては対抗の力となるなど、明らかに領支配機構の一端としての域をこえる社会性を具備していた。時代は大きく下るが、一八八九（明治三二）年四月の町村制施行により成立した五領村・大冠村・三箇牧村などは、表五二の五領組・番田組・三箇牧組が基盤となり、「水利上の関係を有して自ら同一団体の姿を為し、地形・民情共に合併するを便とするを以て、其の区域に依りて一村を設け」〔井上正雄「大坂」府全志卷之三〕たものであった。

五社組は、島下郡安威村（現茨木市）の領内に七カ村立会の五社堰を設置して安威川の水を引き、総高五、九七九石のうち三、一三〇石、面積にして二一町歩の水田を灌漑していた。同組が展開した水論の中心は、五社堰の七〇間（約二六・七メートル）ほど上流に設置された一の堰との水争いであった。一の堰は、安威川右岸の島下郡桑原・安威・十日市・耳原・西河原・田中・倍賀・上中条・下中条・五日市・畑田一一カ村（現茨木市）立会いの用水樋であり、灌漑の規模は総高五、二二二石のうち二、八四七石、面積にして

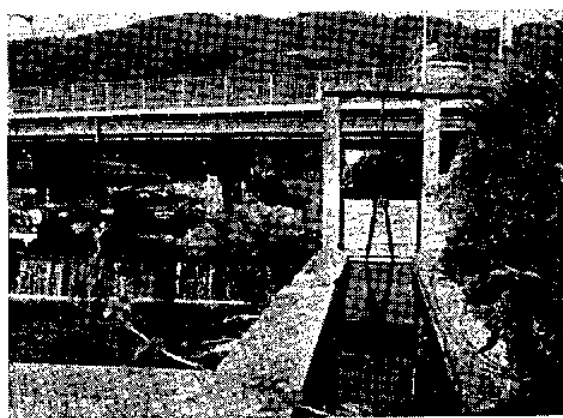
一八九町歩であった。

五社堰・一の堰の両堰から用水を得ていた村々は、なかには五社組の早損場と五位庄組の水損場が併存する富田村のような村落もみられたが、おおむね早損がちの土地柄であり、ことに渇水時の水争いは深刻なものがあつた。その水論は、両堰の築造形態や引水方式をめぐって、寛永二（一六二五）年・宝永六（一七〇九）年・享保十二（一七二七）年、さらには化政期にも反復された。

享保十二年の水論では、富田村の紅屋市郎右衛門が内済の取扱人となり、入江若水もその使者として安威村に出向く一幕があつた。しかし、若水によって伝えられた内容は、水上・水下の関係を親子関係になぞらえて問題解決を示唆する精神主義的なものでしかなく、一応の決着は奉行所の裁断をまたざるをえなかつた。また化政期の水論は、文化六（一八〇九）年にはじまり、文政七（一八二四）年までの一六年間に及ぶものであつた。

この水論がさほどに長期化したのは、もとより本質的解決の困難さを示しているが、同時に訴訟中の文化十一年・文政元年・同四年と早愼年が続いたことも、事態を紛糾させる要因のひとつであつた。〔高谷重夫「安威川水論史」『茨木市の文化財調査資料第五集』〕

淀川沿いの低地の村々における近世水利秩序の形成過程につ



写105 安威川一の堰（茨木市桑原）

いては、第二章第二節で述べたとおりであるが、そこでの水利組織は、その過程において主体的役割をはたしたり、あるいはその結果生みだされたものであった。それらは、排水経路によりつぎの三つに区分することができる。第一は、市東南端に位置した五領組、一村で独自の水利条件を有した前島村、元禄十四（一七〇二）年に新井路が開削されるまでの番田組などであり、いずれも淀川を直接的な排水先としていた。第二は、元禄十四年以後の番田組のほか、五位庄組、承応元（一六五二）年に鳥飼井路が開削されるまでの三箇牧組などであり、安威川を経て神崎川に悪水を排出していた。第三は、鳥飼井路開削後の三箇牧組であり、安威川を伏せ越して神崎川に排水していた。このように排水経路が分かれたのは、淀川をはじめとする諸河川の川床の上昇に伴い、水利組織ごとに悪水の排出場所を求めて、可能なかぎり長距離にわたる井路が開削されたためであった。

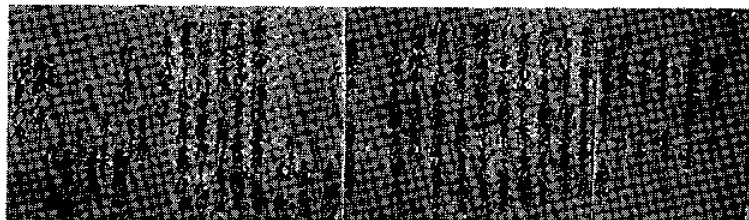
ここでも、水論は多くの場合水利組織を主体として、まさに枚挙にいとまがないほどに発生した。三箇牧・番田・鳥飼の諸井路が長距離に及び、かつ年次的に排水能力が減退するという傾向がみられたため、水利慣行の展開をめぐる水上・水下間の地域的対立、すなわち水利組織相互間の対立は不可避免的であった。その緊張関係の緩和は、領主権力の権威によることが多く、水利慣行は領主権力を背景とする均衡であったといえることができる。

なお、五領組は、高槻藩領・鳥丸家領・加納藩領・旗本鈴木知行所からなる「領内入組之所」〔近世〕であったが、寛政年間に自普請で新井路を開削した。それまで同組の悪水は、上牧村の樋と、檜尾川を川口近くで伏せ越して番田組の大塚村地先の樋にいたる経路とによって、淀川に排出されていた。新井路は、野田

村領で檜尾川を伏せ越し、番田組の村々を経て芥川左岸沿いの新川につながるものであった。新井路開削にあたっては、水下部の番田組の悪水排出に支障をきたさないため、さまざまな条件が付された〔神安水利〕。しかし、淀川川床の上昇による排水条件の悪化は決定的であり、農民自普請の形で水利整備が必要とされたのである。

越石慣行 越石とは、井路床・池床などの潰地の補償のために毎年授受される米穀を意味した。この慣行はすでに中世においても見うけられ、「井料田」と称する代替地の提供にかわって、「井料」としての米や銭が授受される場合があった〔室町・中世の灌漑史の研究〕。しかし、近世においては、代替地授受の段階から越石授受への時期的変化がみられたようである。

すなわち、天正十六（一五八八）年の三箇牧井路開削や承応元（一六五二）年の鳥飼井路開削のときに発生した潰地は、代替地の授受が行われ、井路床となつて居村の保有地を失った農民が他村の代替地を直接耕作したり、小作にあてることが原則とされていた。ところが、元禄六（一六九三）年、芥川の氾濫防止を目的に上田部村から庄所村を経て番田村の二つ樋にいたる水路（新川）と堤防が設けられたときには、番田組は庄所村の潰地二町一反九畝二歩にたいして、代替地にかわり一反当たり米一石六斗の割合で三五石一斗六升の越石を負担したことが



写106 越石証文（葉間家文書）

知られる〔京都農地事務局農桑水利調査室「昭和三」
「十年度淀川水系農業水利慣行特定調査」〕。

このような越石授受の関係が淀川沿いの低地に位置する村々に広範にみられるようになった契機は、元禄年間、番田井路の開削とそれに付随する安威川・玉川広げが行われ、合計一八町六反五畝二一歩にも及ぶ潰地が生じたことに求められる。これらの潰地の補償にあたり、代替地の指定は一応すべてにわたって行われたが、高槻藩領村々に対しては、「相對之上」越石によって処理する方針が立てられ、二毛作が可能な麦田では一反当たり米一石六斗と麦一石、単作の水田では一反当たり米一石六斗の割合で、毎年蔵米および麦が授受されることとなった。一方、幕府領・織田内匠領・旗本知行所など高槻藩領以外の村々に対しては、番田井路開削の計画段階における反対運動を反映して、「潰地代地へ、鳥飼五ヶ村井馬場村・柱本村が他領任望、上々田地」が提供された〔中川家文書〕。しかし、この場合も、西面村に代替地が与えられることとなった旗本渡辺主膳知行所の島下郡島村（現茨木市）のように、遠方であるという理由によって、一反当たり二石一斗五升の割合で毎年「高槻御納米」が支給された事例が断片的に知られる〔浜口家文書〕。

番田井路開削と安威川・玉川広げに伴う越石ないし代替地の授受関係は、重層的で複雑をきわめ、この



写107 馬場旧村（茨木市五十鈴町）

Ⅱ 近世の高槻

表53 漬地代替地の分担

内 訳	番 田 組	五位 庄 組	三箇牧・鳥飼組	合 計
安威川広げ	664.18 ^畝	52.06 ^畝	313.11 ^畝	1030.05 ^畝
玉川広げ	296.14	26.06		322.20
番田井路床	512.26			512.26
合 計	1473.28	78.12	313.11	1865.21

注) 『神安水利史』本文編225ページ。

限られた紙幅において全貌を示すことができない【『神安水利史』本文編225ページ】。ここでは、漬地合計一八町六反五畝二歩のうち大部分を補償することとなった番田組を中心に、越石慣行の展開を概観するにとどめたい。

表五三は、漬地代替地の分担状況を水利組織ごとに表示したものである。番田組は全体の七九パーセントに相当する一四町七反三畝二八歩を分担しているが、その授受関係の明細は表五四のとおりであった。すなわち、上記の反別から井路床となった鮎川村・西面村入組淵の一町七反六畝六歩を控除した一二町九反七畝二二歩が同組の野田・西天川・冠・下田部四カ村に割り付けられ、各村から麦田・水田が鳥飼組・三箇牧組・五位庄組の村々に渡されることとなっていた。ただし、同表における相手の村々はすべて高槻藩領であったから、これらの代替地は一応の指定が行われたにすぎず、実際にはすべて越石によって処理されたことは、さきに述べたとおりである。

番田組から鳥飼組・三箇牧組・五位庄組の村々に対する越石は、正徳五（一七一五）年以後、摂津国三分一値段から「津出料」二匁五分を差し引いた「御定値段」で換銀化され、越石銀として毎年支払われるようになった。三分一値段とは、幕府領において本年貢の三分の一の米高が銀納されるとき公定の石代値段であり、享保十九（一七三四）年には「石代金銀納定」によって、摂津国で

第四章 村落秩序の変貌

表54 番田組分組の明細

村 名	野 田 村	西天川村	冠 村	下 田 部 村	合 計
鳥飼上之村	麦田 ^畝 100.05	水田 ^畝 24.25			125.00 ^畝
鳥飼西之村	麦田 78.23				78.23
鳥飼中之村		水田147.12			147.12
飼島八町村	麦田195.01	水田106.18			301.19
鳥飼下之村	麦田108.18	水田141.01			249.19
柱本村			麦田117.02 水田 2.09		119.11
西面村			麦田 13.17		13.17
唐崎村		水田114.00	麦田 93.24		207.24
芝生村				水田 39.00	39.00
鮎川村				水田 15.17	15.17
合 計	482.17	533.26	226.22	54.17	1297.22

注) 『神安水利史』本文編226ページ。

はそれまで山城国上京における米価を基準としていたのを改め、大坂・高槻・富田・尼崎・三田における十月十五日から同晦日までの上新米の平均相場に六匁増と規定された『日本財政経済』^{史料『参之五』}。それは、私領においても、石代納や銀納の付加税の基準などとして広く適用されていたが、いま述べた値段設定の方式には幕府の年貢増徴の意図がこめられており、しばしば現実の米価とのあいだにギャップが生じた。

淀川低地の村々で産出される米はさほど上質でなく、番田組の越石銀の御定値段も、現実の米価水準を上回る事態が慢性化していたと考えられる。そこで、寛政四(一七九二)年には、その価格差を補填するため、番田組・三箇牧組・鳥飼組のあいだで講銀一〇貫目の規模の頼母子講が組織された。この仕法は、講会第一会目の講銀一〇貫目の運用を高槻藩に委託するものであった。以後、藩からは八パーセントに相当する銀八〇〇目が毎年下付され、それが「越石直達」に充当された。

当時、番田組から鳥飼組・三箇牧組・五位庄組の村々に支払われていた越石は、米高にして二四四石一升八合に達し、ほかにも新川筋越石五二石九斗、野々宮村土取場越石一〇石一斗などの負担があった。寛政十二（一八〇〇）年、上記の頼母子講が満会となり、高槻藩から銀一〇貫六七五匁が返却されて、利銀の下付が行われなくなると、おのおの越石高に比例して、そのうち三貫三〇二匁九分六厘が柱本村・西面村・唐崎村・芝生村・鮎川村に、残りの七貫三七二匁四厘が鳥飼諸村に割賦された。この割賦率は、越石一石につき四三匁七分五厘の割合であり、以後、これに年八パーセントの利子率を乗じた三匁五分が御定値段から控除されることとなった。このようにして、番田組の一石当たりの越石銀は、この三匁五分と津出料二匁五分との六匁を、摂津国三分一値段から差し引いたものとなったのである【新修神安水・和史史料】。

代替地を得た農民が他村へ耕作に向いたり、その村の農民と地主小作関係を取り結ぶ場合にくらべると、越石は、村と村との契約関係をとることによってその権利保証が図られ、年々の作柄に関係なく一定期日に一定額の米穀あるいはその代銀が授受されるという、安全性・確実性を有していた。また、越石を負担する側にとっても、領主年貢に関して「免定引」の措置を受ける点は代替地提供の場合と同様であり、村民の土地保有状況に実質上変化をもたらさない利点があった。このような越石慣行の広範な展開に伴い、近世後期には越石に商品的価値が付与され、一種の権利として売買の対象となったほどであった。

なお、明治年間になると、この慣行は近世水利の非合理的・前近代的な側面のひとつを示すものとして問題化し、解消の必要性が強く認識されるようになった。しかし、その後の越石解消の過程はかならずしも順調ではなく、請願や訴訟などが積み重ねられた。町村制施行後、番田組の越石支払義務は大冠村によって継

承されたが、紆余曲折のすえそれが最終的に解消されたのは、一九三三（昭和八）年になってからのことであった。〔服部敬「越石」慣行の整理—日本資本主義—の発展と水利慣行—』ヒストリア』五九〕。

木津川分水 さきに若干触れた水論は、いずれも水利組織相互間の地域的対立であり、領主対農民あるいは**反対運動**は地主対小作というような階級関係を内在するものではなかった。しかし、水利組織の外的対抗は、つねにその域にとどまっていたわけではない。利害関係が一致するかぎりにおいて、ただちに広域にわたる村落連合、より正確には水利組織の連合が成立した。さらにその連合は、農民の再生産・生存権を擁護する内容を備えることによって、地域エゴイズムの感覚的レベルから脱皮させ、権利意識ないしは積極的な問題提起の運動に転化されうる可能性を備えていたのである。つぎに、その具体的事例として、木津川分水と瀬田川浚えの各反対運動を紹介することにした。

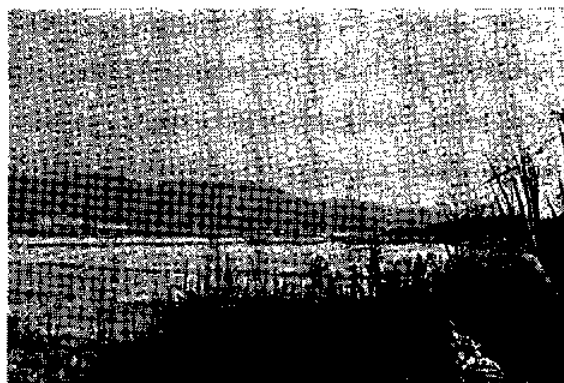
山城国の木津川は、源を鈴鹿山脈に発し、上野盆地および京都盆地南部を経て、淀大橋で淀川に注いでいた。その流域は、花崗岩山地の崩壊によって土砂の流出が著しく、川床が上昇して洪水の多発を招いていた。このため、木津川を河内国で淀川に合流させる分水ないし川違えの出願が、正徳五（一七一五）年・享保二（一七一七）年・同六年・同七年・元文二（一七三七）年・同四年・宝暦七（一七五七）年・同九年と、ひんばんに行われた。

正徳五年、京都町奉行所にたいする出願は、山城国久世郡佐山村（現京都府久世郡久御山町）から八幡山の南側を経て、河内国交野郡楠葉村（現枚方市）に川違えし、旧川床・葭島の新田開発によって新川床・堤防の潰地の代替地や掘削費用のすべてをまかなう目論見であった。これにたいして、淀川右岸中流地域の島上

郡・島下郡七〇カ村から反対の訴状が提出された。反対の理由は、川違えが実現されると、新川筋の勾配が大きくなって土砂の流出が一層激しくなり、淀川川床がより上昇して摂・河両国の悪水が落ちなくなること、淀川対岸の摂津国村々がことに大きな打撃を受けると予想され、出水のたびごとに堤防が破損して亡所となること、などであった。現高槻市域からは、五領組・番田組・三箇牧組・五位庄組の村々のほか、前島村・成合村・下村・別所村・古曾部村・真上村・芥川村・上田部村・津之江村・東五百住村・西五百住村・米室村・土室村などが訴状に名を連ねた〔新修神安水 利史史料〕。これらの村々にとっては、合流地点が淀川の正面対岸となる川違えは、ことに深刻な意味を有した。また、「御城も水下ニ可相成」〔近藤家文書〕懸念もあった。

享保年間以後の分水・川違えの出願でも、反対理由である「差構之筋」は、正徳五（一七一五）年の場合とまったく同じ趣旨のことが反復された。そして、宝暦七（一七五七）年の分水反対運動のときには、京都町奉行所から「一ヶ村ニ而茂指構之儀有之候而ハ、難申付」と申し渡され、もはや木津川の分水ないし川違えに關しては、実現の可能性が皆無であり、今後出願も行われなくなると思われた。

ところが、宝暦九年十月十九日、摂・河両国の村々は、江戸普請



写108 木津川（草内渡し場から南方を望む）

役、京都・大坂両町奉行らによる木津川分水の見分実施を京都町奉行所から申し渡された。出願は同年七月ごろ山城国紀伊郡・久世郡・乙訓郡の村々によって行われており、同国綴喜郡大住村（現京都府綴喜郡田辺町）の地蔵ヶ池から八幡山の南の美濃山を切り抜き、河内国交野郡上島村（現枚方市）の坂川・舟橋川付近に分水する計画であった。見分実施の一方的な申し渡しを受けた村々は、「奉驚、歎ケ敷次第」であった。さっそく摂河両国の村々を中心に山城国の一部の村をも糾合して、二七〇カ村の大連合が実現され、「分水御座候而へ、御田地并住居之儀ハ不申及、身命失ひ候儀ニ御座候」と申し立てて、反対の訴願活動が展開された【上】。

しかし、見分は十月二十五日から強行された。それは、大住村から淀川の合流予定地点までの実地測量を伴うものであった。見分の様子は、交野郡津田村（現枚方市）の三宅郡貞によって記された『見聞録』【枚方市史】^{第九巻}に詳しいが、これによると、淀川兩岸沿いの村々の状況はまさに騒然としていたことが知られる。まず、二十六日には、淀川兩岸沿いの村々において早鐘が打ちならされ、見分先への訴願が行われたため、見分は中断を余



写109 大住旧村（京都市綴喜郡田辺町）

儀なくされた。このとき「摂州・河州・城州三国、構訴訟人四五万人集出、前代未聞」であったという。また、十一月二日には、摂・河両国から同様に多人数の訴訟人が集結し、見分は再度中断された。そして、見分の一行が綴喜郡橋本（現八幡市）に引き揚げたところ、そこにも一万人あまりが殺到し、民家を打ちこわす騒動となった。このような混乱は「江戸迄大キニ聞へ」たが、見分は中断を重ねながらも続けられ、十一月十三日に一応終了した。上記の「見聞録」には、つぎのような狂歌が添えられている。

津国ハ川違とて色違 美濃山じやとミの笠て行（笑）

宝暦・天明期における一揆・打ちこわしの全国的高揚は、周知のとおりであるが、この分水反対運動における打ちこわしも、その一事例として数えられるべきものである。その直後、当然のこととして、大坂町奉行所は淀川兩岸の關係村々を対象とする大規模な摘発に乗りだし、入牢・過料や村役人の退役・手錠などを内容とする一連の処罰を行った。しかし、このような犠牲が必要とされたものの、打ちこわしを伴う闘争形態は、最終的に「川違ハ以後無之様被仰付」れ、反対農村の要求の全面的な貫徹もたらされたのである。〔枚方市史〕第九卷。木津川の分水・川違えにかんしては、これが最大の規模で、かつ最後の反対運動であった。

瀬田川浚え 琵琶湖からの唯一の流出口である瀬田川の川浚えについての湖辺村々からの出願もまた、淀川沿いの村々に危機感をいだかせるものであった。瀬田川浚えの反対運動は、享保七（一七二二）年・元文二（一七三七）年・寛延四（一七五二）年・宝暦二（一七五二）年・寛政二（一七九〇）年・享和三（一八〇三）年・文政十（一八二七）年と、くりかえし行われた。その反対理由は、土砂の堆積によって淀川の川床と常水位が上昇しているうえに、大坂の川口では新田開発が断続的に行われ、村々の悪水排出が困

難をきわめている状況のもとでは、瀬田川浚えが水禍を増すものにほかならなかったことに集約されていた。いずれも合法的な訴願運動として終始したが、なかでも文政十年の反対運動は、規模の大きさとともに、淀川治水の問題点を包括的に浮き彫りにした点において、注目に値する内容を備えていた。

同年五月二十八日、番田組・三箇牧組・鳥飼組の惣代は高槻藩役所に召し出だされ、湖辺村々からの瀬田川浚えの出願を受けて、近く江戸出役の勘定方池永鉄之助、普請役大木三七郎・渡辺啓次郎・楢原百之助らが大坂川口までの宇治川・淀川沿いの村々を回村することを申し渡された。惣代たちは、同日高槻柏屋、六月七日大坂鈴木町浜卯などで参会し、対応策を協議するとともに、十二日から十三日にかけては瀬田川の实地調査も行った。その後、参会が重ねられる過程で、連合の輪が摂・河両国に拡大され、反対運動の態勢が整えられていった。〔木村武夫、淀川治水をめぐる領主と農民―江州勢田川浚一件―、大坂経大論集二二〕。〔九・三〇、小林茂、近世農村経済史の研究、神安水利史史料選上、以下同じ〕。

一方において、江戸出役の一行による回村は、六月から近江国の村々を手はしめに開始されていた。高槻地方では、その回村はたんなる川筋見分ではなく、川浚えを承認する旨の請調印を強圧的な形で村々から徴すものであることが、七月末に明らかとなった。「江州辺御札之趣、以之外敵敷被仰出、不承知申候ハ、何



写110 瀬田川(瀬田唐橋・大津市瀬田)

日ニ而も其村方ニ而御止宿、村役人共へ極暑之御憐ミ無之、屋八ツ時々被召出、夜之四ツ過ならてハ御免無之様相聞へ、食事迎御用捨無之候ニ付、無拠村々御請調印仕候村も在之哉ニ相聞」との情報が伝えられたからである。

享和二（一八〇二）年の大洪水を経験した村々にとって、瀬田川浚えは、農業生産を阻害するのみならず、「江州湖辺村々水腐も不少候得共、人命ニ相拘候程之儀ハ御座有間敷哉」というとおり、生存権の脅威ですらあった。このため、摂・河両国の村々は、江戸出役の一行が山城国に滞在中の八月十八日、彼らの回村を待たずに、反対の訴願を大坂町奉行所に行った。当日の出訴にあたっては、①淀川左岸一帯の河内国交野郡・茨田郡・讃良郡・若江郡・河内郡・渡川郡、摂津国島上郡・東成郡の村々からなる「淀川通川附南水場」、②檜尾川以北の五領組村々と広瀬村・桜井村・高浜村からなる「広瀬組」、③番田組を中心とする島上郡の村々と島下郡目垣村からなる「大塚組」、④三箇牧組・五位庄組と島下郡の鳥飼組・別府村・一津屋村・新在家村が連合した「唐崎組」、⑤西成郡の「中島組」から一通ずつ、合計五通の願書が提出された。これら摂・河両国の村々は、合計二九六カ村にのぼり、二七人の惣代を擁して全体的連係を保っていた。なお、②広瀬組の惣代の村名は広瀬村・梶原村・上牧村、③大塚組のそれは大塚村・西天川村、④唐崎組のそれは唐崎村・鳥飼中之村であった。

江戸出役の一行は、九月十一日枚方宿に到着し、さっそく摂・河両国の惣代を呼び出して吟味を開始した。そこでは、「一統常水相増之難決之始末申立候処、中々敵敷御利解ニ而、兼而承知仕居候得共、一切申出相立不申」有様であった。同月十九日には、大坂町奉行所からさきに提出された願書が下げ渡され、改めて江戸

出役との直接折衝が指示された。翌日、大坂豊後町の旅宿における吟味でも、洪水の危険性については「天災と被仰渡」、常水で堤防が切れる場合には「富士山ニ而も取寄せ、嵩置致し遣ス旨被仰」、水難の増加については「山中へ成共宅替可仕旨被仰」るしまつで、「何レ之御役所へ罷出候とも、右鉢殿重御利解覚へ不申」というほどの、強硬な権力的姿勢が示された。

これにたいして、摂・河両国の惣代たちは、「風雨・出水・堤切等之儀も、天災と乍申、愚昧之百姓悉天災とへ不奉存」と幕府の水利行政の責任性喪失を暗示して請調印を拒否し、日延べ願いと歎願の反復によって抵抗を続けた。村々の連合は、当初の二九六カ村から、十月には三〇九カ村にまで拡大された。その内訳は、①淀川通川附南水場一七三カ村、②広瀬組九カ村、③大塚組二二カ村、④唐崎組一六カ村、⑤中島組八九カ村であった。これら五組は、反対運動の展開過程においてつねに同一歩調をとったわけではなく、若干個別的な動きもみられた。たとえば、唐崎組一六カ村の場合は、淀川渡えと堤防の補強、山城国木津川の大和川への分水などが独自に出願され、「此一条御聞濟無之候ハ、縦令強訴ニ及候而も、勢田川浚御歎キ可申」との態度がとられていた。



写111 現在の大坂豊後町付近（大阪市東区）

ついに十一月十二日、大坂町奉行所に撰・河内国の惣代全員が召集され、入牢の恫喝のもとに、請証文への調印が最終的に迫られた。その結果、従来からの意向をくりかえし述べた歎願書が提出され、あわせて請証文に調印されたが、それは当日成立した妥協の産物であった。この請証文の実体が、訴願の経過を確認した手続書でしかなかったからである〔新修神安水・利史史料〕。このようにして、文政十（一八二七）年の瀬田川浚え反対運動は、「供御瀬迄繰之浚」に、当初計画を完全に形骸化させて終了し、撰・河内国村々の主張が実質上買かれた。さらに、それは天保二（一八三一）年大坂川口までの淀川全域にわたって実施された「御救大浚」の契機ともなったのである。この大浚えは、同年二月八日大坂町奉行所から瀬田川・宇治川・淀川をいっせいに浚

渫する旨の触が出され、同奉行所の支配区域では、三月上旬安治川口を手はじめに普請が開始された。淀川のそれは、六月中旬からであった〔大坂市史・第四上〕。大坂市中では、「天神祭より賑敷」〔甲子夜話〕という光景がみられたが、淀川中流地域における大浚えは趣を異にし、かつ堤防の統一的普請の実施としての一面を有した。

山林の入 近世村落は、農業用水とともに、草肥・用材・燃料の供給源である山林をも、存立の基礎的
会 慣 行 条件としていた。古くは、刈りとった草木を厩で糞ないし敷草として利用したのち、あるいは

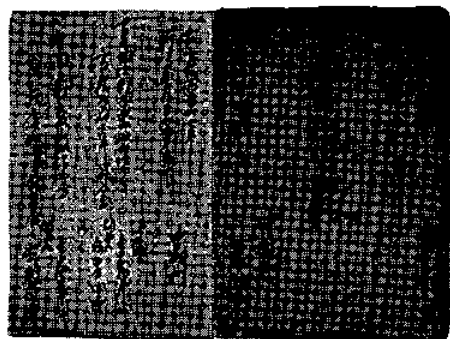
それを直接、水田に踏みこむ草肥（刈藪）が、中心的肥料であった。高槻地方には入会の山林を持たない村々があり、また商業的農業の進展と表裏一体の関係で購入肥料も早くから普及したが、近世中期以後干鰯をはじめとする肥料類の高値により、自家肥料である草肥の確保は、重要性を減ずることがなかった。

山林の用材・燃料供給源としての側面も、農民生活上重要な意味を有した。薪を中心とする燃料については、商品生産としての地域的分業関係が形成されていた。河内国茨田郡の村々の「明細帳」〔板方市史〕に

は、枚方村・中振村（現枚方市）は原村、岡新町村（同上）は萩谷村からそれぞれ薪を購入していることが記され、島上郡の山間村落からの供給範囲は淀川対岸にまで及んでいたことが知られる。また、中畑・田能・出灰・二料・杉生などの丹波国桑田郡の村々も、「山稼キを第一」とし、薪を京都市中に供給していた〔文書家〕。

山林の入会慣行の成立および入会地利用の態様は、地域によってさまざまであった。一般的には、近世初頭における封建小農民の自立過程に照応して、一定度平等な内容を備えた入会慣行が、その再生産を補完するものとして成立したと考えられる。いっぽう、入会地の利用形態は、団体構成員が区域を決めずに入山して毛上採取を行う共同利用形態、団体が団体として入会地を直轄して利用する直轄利用形態、入会地を個人分割して利用する直轄利用形態の三つの類型に区分される〔渡辺洋三・北条浩綱著〕。

中畑村・二料村・杉生村などの明細帳〔近世白六三・六八・七〇〕によると、「寺山・宮山之外者、不残百姓之名前ニ而御座候得者、諸木伐採候而茂御断不申上、柴割木ニ仕、売買仕来り申候」とあり、現墾田地区の村々では、軒別に割山が行われ、分割利用形態が実現されていた。割山が実施された時期は明らかではないが、享保十六（一七三二）年の「永代売渡し申山之事」〔文書家〕によって、そのころすでに山林が売買の対象として商品化していたことが判明する。また、単一の利用形態ではなく、柴下草については村民の用益権を認めなが



写112 中畑村委細帳（古畑家文書）

ら、松・杉などの立木については直轄利用形態をとるなど、複数の利用形態が併存する場合も多くみうけられた。高槻藩が用材を確保する目的で「御建山」に指定したり、立木の売却代金が村財政の財源や山年貢の納入にあてられる山林がすくなく存在したからである。

北摂山地の東南丘陵部に位置する川久保村領内の山林は、「前里拾七ヶ村」と呼ばれる広範な村々との入会地であった。近世後期、そこに入会権を有した村々は、表五五のとおりであった〔西田家文書〕。前里一七カ村は、山麓部にとどまらず、淀川沿いの村々までをも含み、江戸期にはいつてからの分村などによって、合計二一カ村に拡大していることが知られる。領主支配は、井尻・萩庄両村が烏丸家領、別所村が旗本樋口知行所と高槻藩領との入組み、そのほかはすべて高槻藩領であった。ただし、入組支配の別所村については、村高一三六石あまりのうち高槻藩領は山高の二石八斗八升のみで、同藩が支配する農民・田畑は皆無であった。山高は一三カ村に分散されているが、その山年貢はいずれも高の五〇パーセントであった。山高のない村々は、小物成の形で毎年一定額の貢租を負担していた。このような入会慣行がいつどのようにして成立したのかは現在のところ未詳であるが、東天川村の年貢免定〔森田家文書〕にみるかぎり、山高の記載がはじまるのは寛永二十（一六四三）年からであった。

山本の川久保村は、文化二（一八〇五）年、その山林を高槻藩直轄の御建山とし、山高すべてを自村高に結んで、他村の入会を排除しようと試みた。しかし、それは、村役人の独断専行であり、かつ山手益米や真加銀の負担を伴うものであったため、一般農民の反発を招き、村方騒動となった〔近世村史〕。川久保村と前里一七カ村とのあいだの山論は、用益権や境界をめぐる安永九（一七八〇）年・文化十一（一八一四）年に発生

第四章 村落秩序の姿貌

表55 川久保村山の入会村々

村名	山高	村名	山高
川久保	石 1.360	井尻	石
古曾部	5.840	萩庄	
別所	2.880	東天川	0.880
成合	14.964	西天川	1.440
安満	8.000	庄所	1.920
下	6.400	野田	1.400
高槻		野中	
上田部	9.818	辻子	
堀原		中小路	
鶴殿	0.160	西冠	
前島	0.480	下田部	0.960
		合計	56.502

注) 「山論一件覚書」(西田家文書)により作成。

カ村の抵抗が、いま述べた田畑毛附荒地と杉林とにおける入会権を求めて文化十一年に開始された山論であった。その争論の過程において、同十三年六月には川久保村がかつて同二年に試みた用益権の独占、すなわち排他的権利の確立を意図した訴訟を行ない一幕もみられたが〔近世〕、この山論が落着いたのは同十四年八月のことであった。

和談にあたって作成された「約定為取替一札之事」〔西田家文書〕の内容は、つぎのとおりであった。すなわち(一)田畑毛附荒地七七カ所は安永九(一七八〇)年の規定どおりとし、地所・立木とも川久保村の所屬とするが、川久保村は前里一七カ村に代銀三貫目を支払うこと、(二)あらたに生じた田畑毛附荒地七七カ所は暫時そのまま放置すること、(三)杉林一九カ所については安永九年の規定どおりとするが、あらたに生じた杉林は前

した。

安永九年の山論の結果、川久保村と前里一七カ村の境界や、従来どおりの形で村々が山年貢を分担することなどが確認された。しかし、前里一七カ村の入会場においては、田畑毛附荒地七七カ所と杉林一九カ所が川久保村に属し、村々に認められた用益権はそれ以外の区域での柴・下草の採取のみであり、ここでの松の立木も川久保村の支配であった〔西田家文書〕。

このような山本の地位の優位性にたいする前里一七

里一七カ村の伐採を認めること、御建山一ニカ所を新設し、その貢加銀七〇目は毎年川久保村が納入すること、などであった。

蛇山の山論

現茨木市との境にある蛇山（阿武山）でも、山論が頻発した。延徳元（一四八九）年十月十三日の日付がある「摂津国安威庄百姓等申状写」〔茨木市史〕により、つとに中世末において奈佐原庄と安威庄とのあいだで蛇山草刈場をめぐる山論が発生したことが知られる。近世の同山には、奈佐原・郡家・岡本・氷室・土室・塚原六カ村が入会い、薪・秣山として利用していた。

山論は、まず南部の入会村々相互間で発生し、近世後期には中世末と同じく東北部に隣接する島下郡の村とのあいだで展開された。

蛇山入会の上記六カ村は、正保年間の領有關係を示す「摂州村々高書写」〔関西学院史学一〕によると、そのころすべて京都所司代板倉重宗領であった。その後、奈佐原・郡家・岡本三カ村は幕府領・旗本知行所に分かれ、残る三カ村は、寛文二（一六六二）年摂津国川辺・能勢両郡の高槻藩領知が「多田庄銀山ニ付、御用地江召上」〔近世史一七〕げられて丹波国桑田郡のうちに移されたときの増高の一部に含まれ、同藩領となった。元禄八（一六九五）年の山論は、領主支配を異にする奈佐原村と郡家・岡本・氷室三カ村とのあいだの争論であった。同年五月の京都町奉行所の裁許によると、上記三カ村が境界を侵犯したとする奈佐原村の訴えが認められ、墨引の絵図が下付された。また、三カ村には「一き同前」に奈佐原村内山の立木を伐採した「理不尽之仕形」があったとして、庄屋・年寄に三〇日の入牢が命ぜられた〔近世史二二〕。

近世後期に展開された蛇山の山論は、島下郡生保村（現茨木市）との抗争が中心であった。宝暦八（一七五

八)年には、生保村が松木を伐採したことが露見して、同村から立会六カ村に詫証文が入れられ、代価が補償された〔吉田(直)家文書〕。また寛政六(一七九四)年には、領境の松木が生保村の田地の日照に支障をきたし、同村がその伐採を申し入れた〔郡家区有文書〕。これらの出来事が底流をなす形で、寛政十一(一七九九)年山論が発した。その直接的な契機は、山内において下草を刈りつつあるところを見つけた生保村の農民が、六カ村の問い合わせにたいして、飼牛を奈佐原村の庄屋宅に放置して抗



写113 虻山の山論絵図(郡家区有文書)

議の意思表示をしたことにあった〔近世〕^{三四〇}。このとき、大坂町奉行所は、生保村の入会を認めない内容の裁許をくだし、虹山山頂から西側を生保村領とする申し立てを証拠がないとして却下した。

そこで、文化三（一八〇六）年十月、生保村は元禄年中に作成された国絵図の写しを証拠書類に持ちだし、六カ村を相手取って山論を提起した。これは、寛政十一年の裁許を覆すことを目的とした実質上の再審であった。同村の主張は、つぎのとおりであった。すなわち、国絵図に明らかなくとあり、虹山の山頂から東側は島上郡であるが、西側は島下郡に属し、生保村の山田一三カ所が散在する。その場所で下草を刈ることは、数十年來の慣行であった。ところが、寛政十一年「何分申伝而巳而証拠物無之」との理由により、その慣行が否定された。これは六カ村の不当な押領にほかならず、村高一〇七石、家数一五、六軒の小村ながら、「一村退転ニ茂および」かねない、というのがその趣旨であった。

これにたいして、六カ村は、生保村の下草採取を「盗刈」ときめつけ、虹山が島上・島下両郡にまたがっているとしても、「往古より私とも六ヶ村入会草刈場ニ而、右生保村立入候儀ハ一切難相成場所」であると反論した。双方の主張は平行線をたどり、訴訟は長期化の様相を呈した。生保村も高槻藩領であったため、文化五（一八〇八）年九月には藩役人が和談を勧告し、（一）山は六カ村のものとし、（二）生保村には山田に必要な下草を一定の代価で刈りとらせる、という妥協案を提示した。しかし、「双方共不相用、我意申強り」、和談は成立しなかった。

この山論は、文化六年十二月二十二日、大坂町奉行所によって幕がおろされた。関係村々が調印した「被仰渡御請証文之事」には、元禄年中の国絵図および高附帳によるかぎり、「何れとも難申渡儀ニ付、此旨生

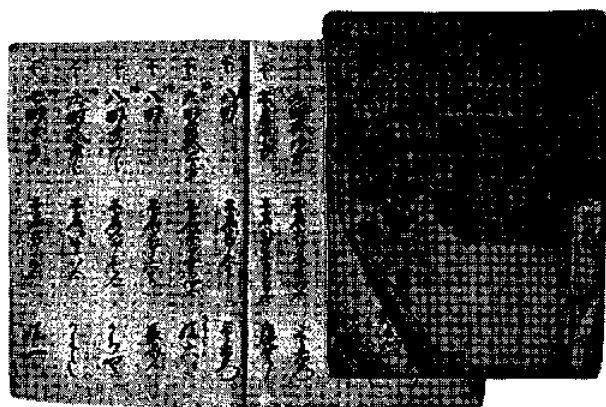
保村願之趣、不及沙汰、重而慥成証拠有之、申立候ハ、其節之仕儀次第可及沙汰候」と記されていた。このとき大坂町奉行所は、裁断を示すことなく、訴訟の打切りを宣言したのである〔吉田家文書〕。

第三節 被差別民支配の構造とその生活

近世賤民支 中世末期の畿内地方では髭牛馬処理・死穢処理・刑吏の仕事・雑芸能者・草履などの履物職配の成立 人・竹細工職人などを「河原者」「清目」「穢多」「細工」「宿(夙)者」「坂の者」「非人」「三昧聖」「鉢たたき」などと呼んでいた。しかし必ずしも特定な呼び方に特定な職業が固定しているわけではなく、いくつかの職業を兼ねている人もいた。しかし豊臣秀吉が天正十二(一五八四)年から翌十三年にかけて山城国内で実施した検地(太閤検地といわれる)から、年貢負担者(田畠耕作者)たる百姓のなかで、とくに髭牛馬処理業・牛馬皮革業を兼業している人びとに「かわた」(皮多・皮田・河田・川田の漢字を当てることが多い)という肩書をつけて検地帳に記載しはじめた。検地はあくまでも年貢負担者身分である「百姓」の土地保有を決定し、領主と農民の間の区別を明らかにしたものであって、農民内部に賤民とそうでないものがあるという身分関係を確立することを目的にしたものではないが〔初尾重弘「幕藩制と畿内の『かわた』号」、天正末年から文禄三年にかけての畿内・近国その他の地方でも検地帳に「かわた」肩書をもつ農民がみられることから、全国的規模でその頃に「かわた」身分を設定し、「かわた」集団に対する独自の支配策をとろうとしたことは間違いない。

豊臣政権のもとで「かわた」集団に課せられた独自の負担が何であったかは明らかではないが、築城にかかわる土木工事や、城周辺の警固や掃除、城下の保安など軍事的色あいの濃い人夫役ではなかったかと思われる。すでに將軍足利義昭が宇治・横島城築城に際して河原者を徴発したこと、天正十一（一五八三）年、明智秀吉が丹波・宇津城内に井戸を掘るため河原者を徴発したこと、また天正十一（一五八三）年、豊臣秀吉の宿所を妙顕寺に建てるため、奉行前田玄以から河原者を徴発しようとした動きのなかに、「かわた」の軍事的動員の動きをみることができる^{〔兼見〕}。

寛永十一（一六三四）年、所司代板倉重宗の時、京都六条の下村庄助が京都町奉行―四座雑色のもとにある「かわた頭」として一二〇石余を与えられ、二条城内掃除のため摂津・近江・山城の「かわた」人夫役を差配することになったと伝えているが^{〔諸色〕}、これはそれまでの「かわた」人夫役に対する軍事的で臨時的な意味あいが薄れて、日常的で制度的な支配が開始されたことを意味するものである。そのとき、下村庄助のもとに編成されたのは摂津国では一七カ村の「かわた」であった。宝永五（一七〇八）年に「かわた頭」下村文六が死去し、「かわた頭」の制度は廃止され、六条村・天部村・川崎村などの年寄に



写114 富田村文禄検地帳の「かわた」表示（市役所文書）

表56 享保3(1718)年摂津国(島上・島下两部分)皮多調査表

郡	村名	皮多家数	割当人数	現地の責任者名
島上郡	広瀬村	6軒	2人分	組頭久兵衛
	堀折村	4軒	0	組頭利左衛門
	高槻村	20軒	5人分	組頭九右衛門・組頭又助
	東富田村	80軒	15人分	組頭茂助・組頭与九郎
島下郡	水野村	60軒	6人分	組頭次郎兵衛
	鳥飼村	15軒	4人分	組頭九右衛門・組頭清兵衛
	西富田村	24~25軒	4人分	組頭小兵衛
	岸部村	24~25軒	4人分	組頭次郎兵衛
	宿河原村	約20軒	2人分	組頭善左衛門・組頭甚兵衛
	吹田村	25~26軒	4人分	組頭孫左衛門

注) 『諸色留帳』(『日本庶民生活史料集成』第14巻所収)による。

よってその支配が継承された。そして享保三(一七二八)年、京都町奉行および四座雑色五十嵐市郎兵衛の指示により、摂津一七カ村の「かわた」は二条城掃除役から外され、京都にある牢屋敷の外回りの警備や掃除などに従事することになった。しかし六条村年寄などが人夫役差配をしていた一三の村の「かわた」がそれに従わなかったため、その年の十二月に、天部村・六条村から三名のものが「かわた村」調査のため現地に派遣されたのである。その結果が表のように報告されている(表五六)。

この頃には二条城掃除役といい、牢屋敷外番役といい、京都の「かわた」が集団を組んで昼夜番を勤めることになっていて、摂津国の住民らは京都に出勤するのではなく、銀を代納することになっていたようであるが、その銭銀が重い負担であったことに違いはない。このときの調査に基づいて、支配が再編されたと考えられる。そして京中の大火とか洪水とかの臨時非常の際には警備や掃除の名目で臨時の徴発があったことと思われる。

文禄三（一五九四）年十月の「富田村検地帳」のなかに「かわた」「川田」の肩書をもつ名請人二六八が記載されている。しかも、検地帳には年貢負担者のところに「かわた惣作」と書載されている田畠が一町五反歩近くもあり、富田村とは別にその内部に「かわた惣」という「かわた」身分の人々による一定の自治的な集団が存在し、「かわた惣」による耕地保有が公認されていることを示している（近世¹¹）。これは富田村全体を「本村」・「親村」だとすれば、「かわた惣」は「枝村」・「子村」にも似た位置にあったことを示し、「かわた惣」からは富田村全体の村行政に預かる庄屋・年寄などが選ばれることはなく、せいぜい「かわた惣」を「かわた組」に編成して、その年寄・組頭として任命されるにとどまった。

文政十（一八二七）年十一月、西天川村「かわた」長兵衛・友吉父子がある事件とかかわって奉行所で審理中、その身柄は西天川村の預かりとなっていたが、そのときに西天川村が奉行所に提出した請証文には、「西天川村本郷頭百姓」の肩書をつけた弥平治と「年寄」の肩書をつけた治兵衛とが署判している。さらに文政十二年二月に兩名に対し、「甚だ不埒につき御叱」の判決が出て、罰金を支払って身柄は村預かりとなり「かわた年寄」に引き渡されたが、その時の請証文には、二つの「かわた五人組々頭」四名が署判している（西尾¹²）。「かわた五人組」に編成された住民も西天川村住民にかわりはなく、村入用（村費）などは割り当てられたが、西天川村本郷の住民としては取り扱われなかったのである。

延宝五（一六七七）年の「富田村検地帳」においては、高請百姓のうち「かわた惣」に編成されていた住民の肩書から「かわた」・「川田」の記載がなくなり、天正十三（一五八五）年以前に使用されていたと思われる「清目」にすべてが変えられている。この変化が幕府中枢部の政策として摂・河・泉三国に対する検地

条目とは別に指示が出されていたものか、検地にあった現場の奉行層の判断から出たものか、それとも検地とはまったく関係なく為政者の政策的用語としてなお曖昧で「かわた」の称呼がなじまず、もとの「きよめ」の称呼がこの地域で復活してきていたことの反映として、それを肩書に記載されただけなのか明らかではない。またこの延宝五年の「富田村検地帳」では、「穢多村宮地」と「穢多村道場屋敷」の年貢は免除すると記載していて、かつて太閤検地の時に「かわた惣」として把握したものを富田村の穢多村として位置づけている。この「穢多」は「清目」と同一内容であったことは明らかで、「かわた」で統一しようとした為政者の姿勢は、ここで後退していることは明らかである。しかしだからといって「かわた」身分の住民に自由が与えられ解放が約束されたわけではない。

延宝検地で「穢多村宮地」の年貢免除がされていたと述べたが、同検地帳では富田村内の他の神社・宮地の年貢も同様に免除しているし、しかもそこでは八幡宮・天神宮・三輪大明神宮など神名を明記する。しか

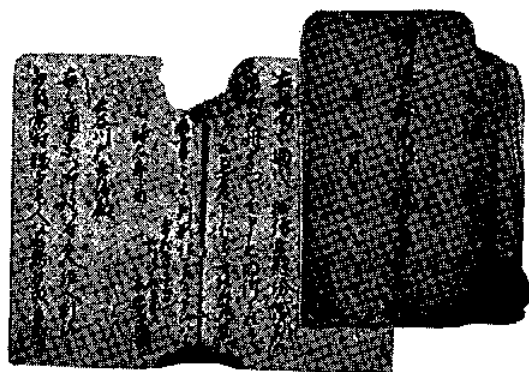


写115 出奔皮多百姓の奉公先口上書（西尾家文書）

し「織多村」の場合は神名を明記せず、「宮地」と記載するのみである。他の未解放部落でも幕府は鎮守社を祭祀することを一切認めなかったように、ここでも住民が祭祀する小祠は厳として存在したのであるが、あえて神名を明記せず宮地だけの年貢を免除していたところに、鎮守社祭祀を公認しない差別的政策が貫徹しているのとみることができる。

神社と同様寺院においても富田村慶瑞寺・普門寺・正興寺・清蓮寺・教行寺・本照寺と寺号をあげて屋敷地年貢を免除するが、「かわた」では「織多村道場屋敷」として年貢免除し、まだ寺号が付与されていない。後に寺号が称されるようになったとしても、西天川村の「かわた」西教寺のように、「かわた」だけがかわりをもつ寺院として存続してゆくのである〔西尾家文書〕。

元禄六（一六九三）年五月、富田村で宗門改めが実施された。それによると富田村「かわた」住民に対する宗門改めの結果は、『摂州嶋上郡富田庄織多西年宗門改帳』として別冊にされている。旦那寺は由緒ある本照寺で、富田村の一般住民と区別されておらず、また富田村「かわた」が他の「かわた」部落住民と異なっている点では差別されていたといわなければならない。それに



写116 富田村織多宗門改帳（春日修二氏所蔵文書）

よると元禄六年には、家数二六軒・人口一二二名が、穢多年寄茂助のもと五組の五人組（かわた五人組・穢多五人組）に編成されていたことがわかる。そしてこの宗門改帳はいったん富田村の村役人のもとに提出され、富田村役人から宗門改め関係の奉行のもとに提出されたのである〔春日修三氏「所蔵文書」〕。

富田村や西天川村などを「本村」「本郷」とし、そこに居住する「かわた」「穢多」を「かわた（穢多）五人組」「かわた惣中」などとして差別的に編成し、村全体の石高・家数・人数などの調査でも、「穢多高」「穢多家数」「穢多人数」などは別に「但し書」にして記載するのが通例となっていたのである。しかし「かわた」住民は中世末以来、特定な「本村」「本郷」内だけにその活動を限定されていたのではない。すでに述べたような人夫役のほか、近隣の村々を持ち場にして斃牛馬処理にあたったり、たとえば村々の鎮守社で正月十五日前後に行われていた射札の神事に、弓の弦や皮の的を用意したりして祭礼の裏方として重要な役割を果たしていたのである。祭礼との関係は十七世紀の中期頃から次第に消えてゆくが、斃牛馬処理は明治初年まで従事するところが多い。この斃牛馬処理にかかわる「かわた」相互の諸問題は「本村」「本郷」の村役人のもとでは扱われず、「かわた」相互間で調停されることが多かったのである。

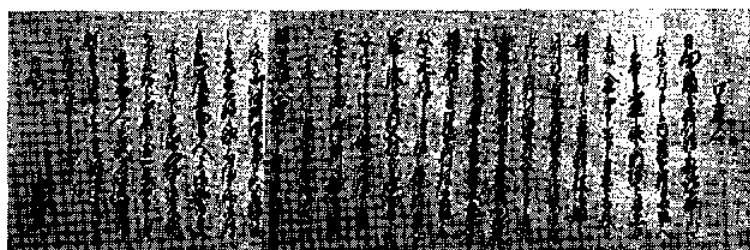
近世において「皮多」「穢多」とならぶ賤民として「非人」が身分的に差別をうけながら支配されていた。「非人番」またはたんに「番人」ともいわれ、村抱えされながら一村ないし数カ村の番人として刑吏的な役割を果たしていた。

寛政二（一七九〇）年に高槻藩領五九カ村のうち島下郡内の一四カ村で構成されている組合の惣代三名（福井村庄屋重次郎・佐保村庄屋久右衛門・塚原村庄屋岩次郎の代理人惣右衛門）が組合一四カ村内に不届きなことが多

くなったとして、藩の了解を得ながら高槻城下に居住する非人要助に一四カ村の非人番役を依頼することになった。ところが本人要助とすることによって非人番を締め出されることになる土井大炊頭領水尾村非人番吉郎兵衛・阿部豊後守領田中村非人番喜兵衛の三人が難色を示した。惣代三名は再度藩に訴え、藩はその訴えに理解を示し、この地域の非人を統轄する非人長吏と協議して円満解決するよう幹旋まで行った。かくして惣代三人は非人長吏と会い、惣代の要請は聞きいれられ、長吏から難色を示している要助はじめ三人はもちろん、組合一四カ村の各非人番に対しても協力要請の指示をするとの確約をえることができた。その結果、水尾村の吉郎兵衛と田中村の喜兵衛とはその持ち場を要助に引き渡して無事決着をみたのである〔中村③家文書〕。

この出来事からもわかるように島上・島下両郡内の非人は長吏（複数らしい）のもと一つの組織に編成されていて、その非人番の生活にかかわる持ち場の変更は、村役人はもちろんのこと、藩の力によっても自由に行うことは不可能であったことがわかる。それには非人長吏の差配・口添を必要とするのであって、非人集団の自治が存在していたのである。

このような各地の非人集団は京都東山にあった悲田院のもとに支配されていた。慶応二（一八六六）年二月、悲田院年寄は丹波国桑田郡内の番人に次のよ



写117 番非人支配地につき口上書（中村③家文書）

うな触^ふを免した。

下役居村の者（在村する非人のこと）は以前より京都内の町々から助成をえて非人番としての活動費にあてていたが、元治元（一八六四）年の京都大火により非人助成をしてきた町々の八〇パーセントが焼失し助成困難となつたうえ、物価高騰・仕事量の増加により収入減と出費増になつたので、非人はその活動費を各自の家財売却により補填してきた。しかしそれも限界にきたので今年より以後五カ年は山城・近江・丹波三国内の村々に居村する非人はそれぞれの村々において家ごとに年に二度の助成をえて活動が円滑に継続するよう計画を立て、関係の藩に申し入れたところ許可されることになった。もちろん各自は権威がましく村民に助成を強要してはならず、あくまでも村民個々の喜捨に任すべきである。悲田院からその趣旨を説き協力をえるために非人を村々に派遣するから、居村の非人もこれと連絡を密にし、趣旨説明に協力せよ〔文藝〕。

この触れには追記があつて、右の触れは非人を悲田院に召集して口頭で伝達すべきであるが、多忙な時期であるので書面で通達する。内容について疑問があれば遠慮なく悲田院年寄まで質問せよ。この触れ（回状であり、次々と持ち回られる）は最後の非人の手から悲田院に返却せよ、となつていて、桑田郡内の非人を対象とするこの触書追記のあて名は東別院組番人中となつてゐる。

この触れは山城・近江・丹波三国の計二六郡（天保郷帳による）に対し同文のものが郡ごとに発せられたが、丹波国桑田郡あてに発せられたこの触れは、非人から非人へと回送され、最後の触留めは東別院組であつたことがわかる。郡内の非人は、いくつかの組に編成されて、おそらく郡ごとに非人長吏がいて、郡内の組―村の非人組織を管轄しながら中央の悲田院年寄に繋がつていたものと思われる。

この触れは、丹波国桑田郡杉生村（現在高槻市域内）に居住していた非人番が心覚えのために写し取っておいたものが伝存したのである。本文にもあるように村民有志の喜捨により活動費を捻出しようとする措置は山城・近江・丹波の三国に限られたもので、摂津国は対象外におかれたが、悲田院年寄―郡非人長吏―組非人惣代―村非人の機構はおそらく摂津国においても存在していたのではないかと思われる。

文禄三年の「東天川村検地帳」には「しく又七」「しく又二郎」などのように「しく」と肩書のある百姓がみえる〔近世二〕。これは「宿」「夙」の漢字を当てることが多く、中世では「宿者」「宿非人」としてむしろ中世賤民の主要な身分集団であったといっているほどである。文禄三年の太閤検地の時には、摂津国内で「宿屋敷」などと一括されて屋敷地年貢が課されているところもあり、中世末以来の身分称呼と集団生活の組織をそのまま踏襲したらしいが、しかし「かわた」と同じように政策的に差別支配をした形跡はない。しかし竹細工職や雑芸能を兼業とする宿の住民たちは、近隣との社会生活のなかで差別されたことが多かったといわれている。

身分解放運動 天明二（一七八二）年二月、高槻藩領内の高槻組へのきざし（五組ともいう）惣代であった野田村庄屋ら四名



写118 西 教 寺（市内春日町）

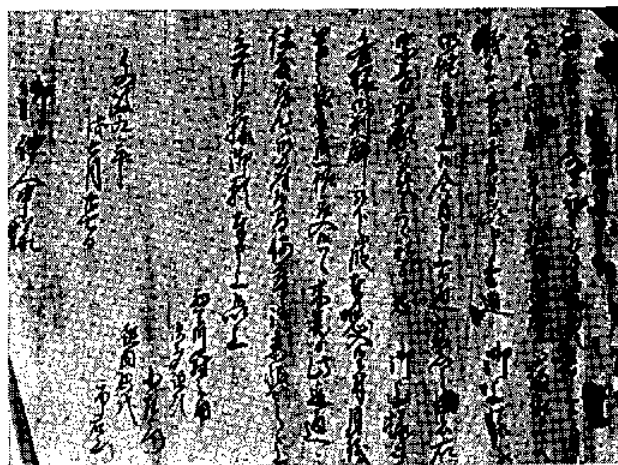
は、高槻藩に対して、近年、居村非人に身分不相応の言動があるとして、それを慎ませるよう仰せつけてもらいたいと要望書を提出した。さらに天明四年六月には高槻組惣代津之江村庄屋中村惣右衛門・鳥養組惣代中之村庄屋・冠組惣代中小路村庄屋・上郷組惣代古曾部村庄屋の四名が連名で、居村非人に村役人（庄屋などのこと）の支配に従わず、あたかも他所から支配を受けているような言動を示すものがあるとして、高槻藩から村役人の支配に従うように命じて欲しいと重ねて要望している〔中村四家文書〕。

非人支配強化の要求は高槻組の村々から、他の組の村々にまで拡大する傾向を示していたと思われるが、このように村役人層や一般の村民から身分不相応ともみえる非人たちの言動の背景には、貧困な生活から脱れ差別のない生活に向けての要求や願望が匿されていたのである。近世の被差別民の解放に向けての行動はさまざまな形をとって展開されてきた。

明和七（一七七〇）年から翌八年にかけて、高槻藩領西天川村内に居住していた皮多は、諸負担の軽減あるいは撤廃を求めて、高槻藩に対して激しい訴訟運動を展開した。それは強訴ともいえる性格のものであった。この闘いの底流には、西天川村の一般百姓の有力者が村役人となっている「本村」組織が、西天川村内に居住している皮多家族・皮多住民を別組織・従属組織として扱ってきたことへの反発がある。そして具体的に、西天川村の村入用（村費）を西天川村住民に割り当てることを決定するに当たって皮多住民がまったく相談に預かるわけでもなく、その割り当ても公正なものであるとの不満が蓄積していたのである。このような「本村」支配に対する皮多住民の反発は、畿内地方の他の未解放部落では本村村役人に対する村入用に関する帳簿の公開要求、屋敷地の年貢免除が差別される根源だとして、免除の「特典」そのものを返上す

る運動、または皮多住民だけの行政村を確立する運動、鎮守社勧請運動などとなって繰り広げられている。明和七・八年にかけての闘争がどのような解決をみたのか明らかではないが、文政九（一八二六）年からまた別の事件が起こった。

文政九年四月に西天川村の皮多住民の旦那寺であった西教寺の住持宗寿が宗門改めを実施しようとしたところ、住民のなかの八名がその宗門改めを拒否し、宗寿に対していわゆる「不帰依」を主張し、高槻藩に対して宗寿を相手どり訴訟を起こしたのである。一方西教寺住持であった宗寿は、これは旦那役を勤めないことだとして非難を加えた。文化十二（一八一五）年に西教寺は寺社奉行から宗門内の邪義邪宗の信仰について詮索を命じられた時、家別に調査したが一向にそのようなものは発見できなかったとして、西天川村庄屋安田彦平・同村庄屋彦右衛門と年寄中にてて請書を提出している。その請書の署名には「皮多西教寺」とあるところから西教寺は西天川村皮多住民の旦那寺であることがわかる。したがってこの事件は、明和七・八年の時のように「本村」対「皮多」の事件ではなく、「皮多」



写119 西天川村西教寺不帰依一件口上書（西尾家文書）

内部だけに関係するものであったように思われる。

まもなく仲人も立ってこの事件は和解に向かい、七月二十七日には、皮多組頭小左衛門と皮多組内惣代市右衛門とが仲人中にあてて口上書を書いている。それには次のようにみえる。

恐れながら口上

西教寺宗寿より私ども相手取り、御願申し上げられ候、(中略)不帰依の儀は此間書付をもって申上候通り、御上様え御詫申し上げ奉り候、今日申上候通、懇志の儀は右宗寿和融致され候は、私共御上様をおそれ各様御利解下され候段、恐れ入り奉り候に付、月銭等の儀も一作取入候は、来春より此迄通りに仕度存心に御座候間、何卒御慈悲の上、立行候様に御願申上奉り候(読み下し文)

西教寺宗寿がこの事件について和解の態度を示せばことは落着するまでにいたっていて、文政九年分の「月銭」徴収は不可能としても、秋の収穫を終えて来春からは従来通り徴収したいとの意向を伝えている。この「月銭」は西天川村の「かわた組」の運営費や西教寺の維持費など公的諸費用に充当されるもので、西教寺の「かわた」住民の宗門改めの際の紙や筆墨の経費にも使用されたと思われる。この出費問題が直接の契機になったものの、皮多住民と皮多組頭や西教寺とのそれまでわだかまっていた対立があつて、それがこの不帰依事件の背景にあつたとも考えられる。

一方、西教寺宗寿は九月十四日になつて西天川村の村役人に対して口上書を提出した。それには次のように認められている。

当月十日御村方より御呼び出し下され (虫橋) 当寺へ不帰依仕まつり候八人之者共、宗印の儀に付、段々御村方御役人中

様御利解下され、それにつき、下僧昨年七月二十五日に村旦那家共残らずあい寄せ候て神君様御箇条の趣を以て、段々利解教化におよび候えども、ともかく八人の者共我意申し募り（由緒）守り候と申、それより先規仕来りの旦那役を勤めず新規に不法の義相企て候段、全く邪義邪宗に似より、自然と内心（これに）組し候者哉、不安心に存じ奉ると段々利解を申候様子を御村方御役人中様にそつと申上候義にて御座候間、左様におぼしめし下され候

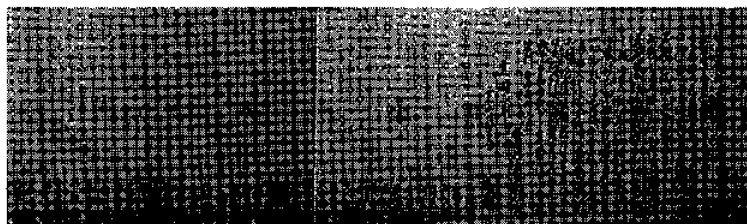
西教寺宗寿は徳川家康が発したという御箇条（法度）を読み聞かせる席に全住民を集めることによって、邪義邪宗ではないことの証しと旦那寺への帰依を確かめていた。またそのことによって皮多集団としての差別的秩序を自覚させていた。この恒例となっている教化の席に参加せず、よし参加してもその教化に応じようとせず、新儀を主張する住民に対しては、邪義邪宗を信じるものとして指弾し、皮多集団の秩序を脅かすものとして犯罪視されたことがわかる〔西尾家文書〕。このような状況のなかで、西教寺不帰依の言動をとった八名の住民には、差別とそこからもたらされる貧困な生活に対する不満と抵抗とがあったことは間違いない。

この事件は、まだ解放運動としての明確な目標をもった行動であったとは思われないが、西教寺に対して信仰を継ぎ、いわゆる「帰依」することによって往生への安心を与えることはできるとしても、差別に貫抜かれた厳しい現実の生活を如何ともしがたいという認識への大きな接近を示すものであろう。

この事件が不帰依を主張した八名に対してどのような処罪をされたのかなど、最終的にどのような結末をみたのかは明らかではないが、西天川村庄屋に対しては、将来のため取り鎮めに当たれという裁許状二通が下付され、「かわた」全員からは連印の詔証文がとられたらしい〔西尾家文書〕。

この事件が一応結着をみてから六年後の天保三（一八三二）年から翌四年にかけて、また西天川村の「本村」「本郷」を対象にした問題が再燃し広がった。文政の時には西教寺の側に立って不帰依の住民八名の説得にあたった「かわた」組組頭小左衛門や組内惣代（組頭であったともいう）市右衛門も加わって孫市の家で会合をもち、これに参加しない西天川村内の「かわた」住民がおれば「付合いが悪い」といって非難を加え、さらに西天川村以外の「かわた」までこれに参加する事態となった。

この会合の目的は、「かわた」組内惣代（または組頭）であった市右衛門が西天川村の村役人に折りに触れて主張していた「新法」を認めさせるための新たな手段をどう展開するかということであつたらしい。その「新法」といわれるもののなかにはすでに明和七・八年にも吹き出していた西天川村の村入用（村費）を「かわた」住民に割り当てることにかかわる問題があつたことは明らかである。村入用割の問題は、個々の村々独自の問題であるはずで、他村の「かわた」とは聊かも関係のないことであつたはずだが、この時の動きのなかには他村の「かわた」も参加していたことは明らかであつて、西天川村の「かわた」と同様「本村」「本郷」のもとに分断支配されていた近隣の「かわた」にとつても、まさに共通する差別的な村落行政の問題が語りあわれたことは間違いない。文政九年の段階からみ



写120 富田村本照寺地築一件詫状（春日修二氏所蔵文書）

て、「かわた」集団を主体にする改善・改革の運動は急速な深まりと広がりをみせてきたものである。

このような事態が眼前に広がった西天川村庄屋磯村弥右衛門は天保四（一八三三）年三月に藩にそのことを報告した。その中で、「組頭であった先代小右衛門などのように、これまで村内（かわた組内のこと）を厳しく取り仕切ってきた年配者達があいついで死亡してしまい、本来の「かわた」としてのあるべき姿を忘却し、村役人を蔑ろにする増長ぶりを示すにいたった」と述べ、さらに「酒を吞ませたりして人集めをしている」と中傷している。本村庄屋は村役人の支配に対して従順で、先祖伝来の家業と身分の粹のなかで、ひっそりと苦業に耐えて生き続けることこそ美風とする認識を示している。この動きが、どのような結末をみたのか明らかではないが、その庄屋の眼には、この会合が「かわた」解放に向けての源流であったことの意義を知る術もなかった。

被差別生活 幕藩体制のもとでの差別政策の強化は、社会生活のなかでの日常的な差別を滲透させ、またの 実 態 制度的な差別を固定化させてゆく。

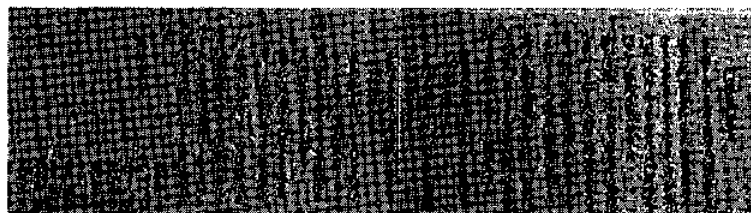
寛政三年（一七九一）年三月十五日、本照寺の御堂造営に先立って地固めの作業（地築という）が行われた。その地固め作業には富田村の「かわた」が当たったが、その時に着用した衣服のことで問題が起こった。「かわた」住民にとっては、由緒があり、しかも彼らの旦那寺である本照寺の基礎工事に従事するだけに、晴れがましきと思いいつもの地固め作業の時とは違って精一杯の晴れ着をしてその作業に当たったに違いない。しかしそれが、「身分不相応の衣服を着用した」ということで厳しい非難をうけ、同月二十八日に、すべての「かわた」家族の家長六九名が連名で、本郷たる富田村役人に対して、次のような謝罪と今後の自戒

をこめた文書を提出しなければならなかった〔春日修二氏
所蔵文書〕。

身分不相応の衣服など着用つかまつり候儀、一言の申しわけも御座なく恐れいり候、今後、右様の儀御座候て、私共まかり出で候とも、身分不相応の粗服を着し候て、随分秘かにあい恨しみまかり出候間、何分この度の私共心得違い不調法の段御免下され候よう願ひ上げ候、今後、御当村はもちろん他村え稼にまかり出候節、一切無礼がましき儀は決して致し申すまじく候、もし雨天の節、本郷（富田村）えまかり出で候とも幸・下駄などもまたきつと着用致し申すまじく候（原文の意味を汲んでわかり易い文に改めた）

住民生活は次第に向上し、衣服も僅かながら粗末なものから脱しつつあったと思われるが、それが「かわた」住民に対しては「身分不相応」として自己規制が強いられることで、着衣の一つを見るだけで「かわた」であるかないかの区別がされたのである。このような差別強制は約三〇年後にふたたび取りあげられた。

文化十五（文政元年と改元、一八一八）年正月十五日、島上郡富田村枝郷（北条）で年中行事の左義長（どんと焼き）が行われた時、同村内の「かわた」住民が以前から申し渡されていた御条目を忘れて、本郷の住民（「かわた」住民以外の富田村住民のこと）に対して法外な行爲があったとして詫言を入れ、これを機会に改めて毎月一回「かわた」住民が集まってその御条目を読み、行動を慎むことになった。その御条目は次のような五力条からなっていた。



写121 富田村左義長一件条目請書（市役所文書）

一 本郷に立ち入る時には不法・無礼をしない。

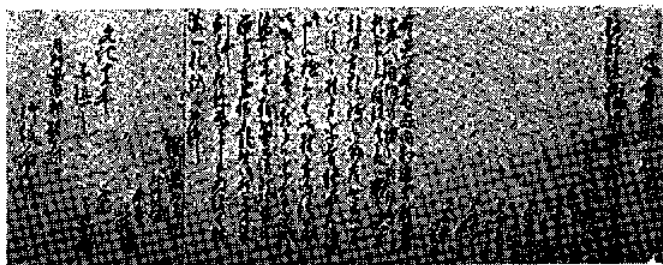
一、本郷に立ち入る時にははおおかむりをつけず、傘をささず、下駄や雪路を用いない。

一、本郷に立ち入る時には小歌・浄瑠璃その他の音曲を慎む。

一、毎年の左義長に使用する竹の高さは八尺（約二・四メートル）までとし、本郷のいずれの左義長よりも早く焼き落ちるようになければならない。

一、部落住民の葬式は星七ツ時（ほぼ午後四時から六時までのこと）以後行ふこと。

本郷（本村ということもある）や近隣で行われる鎮守社の祭礼や盆踊りなどに参加することが厳しく禁止されていることが多い部落住民の生活のなかで、同じ場所に集うて左義長の行事に参加することがここでは許されていて、差別がやや緩和されていたらしいことをうかがわせる。左義長の火をできるだけ長時間燃し続けるのを競い合うことで、住民の平等性や連帯感が確かめられるのであるが、この掟は部落住民に対してだけはその競合の権利をはじめから放棄させ、「かわた」住民に平等性や連帯感を抱かせないことを強制していることは明らかである。文化十五年正月十五日の左義長で部落住民が本郷住民に対してとった「法外な行為」とは、おそらくこの御条目第五条の違犯にかかわること、具体的には竹の長さを八尺以上にし、本郷の左義長より長時間燃えたということであったと思われる。

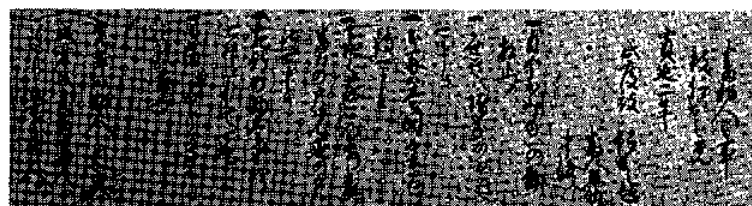


写122 番非人宗旨送り状（浅野家文書）

本郷内を通行する時、雨でも傘がさせず下駄がはけないし、村はずれの野道を歩く時にも鼻歌の一つも歌えない。このような生活は富田村およびその周辺の村々でも、まさに日常的にみられることであって、これが当時の部落差別の実態であった

〔市役所文書〕

すでにふれたように近世には非人制度が設けられていて村から生活の糧をうけ村抱えの番人の役を果たしていた。萩谷村の非人番であった佐兵衛は、万延元（一八六〇）年四月に同村の一農民が間違ひなく病死したものであることを診断する書類を認めた。この死亡者は同村出身の三右衛門といい、六年前に悪事を働いたため村追放の刑をうけ、各地を流浪していた人物であった。非人番佐兵衛は同年三月十八日、村内巡見中に相越という場所で、病気になる帰村してきて、そこで行き倒れになっっている重病の三右衛門を発見した。さっそく彼は萩谷村の村役人に連絡し、村役人の指示をうけて三右衛門を介抱した。一方、村役人は医師に診察させ服薬を続けさせたり、同人の親戚を呼び寄せて看護させるなどしたが、四月九日午後について三右衛門は死去した。非人番佐兵衛はその三右衛門の発見と看病の経緯を書いたうえで、三右衛門は全身水腫れになり背中にも床ずれはあるが、疵など不審な箇所はなく、病死に間違ひないという検死結果を書類にして萩谷村の村役人に提出した。これが非人番の一つの仕事であった。村役人はその書類を添付して遺体埋葬の許可

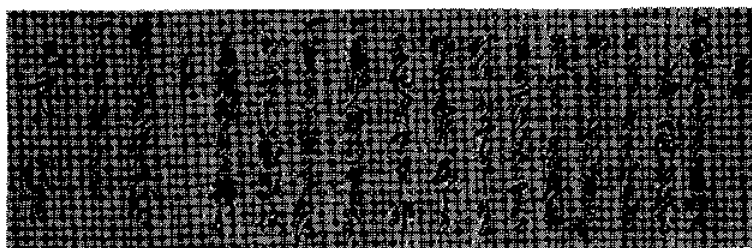


写123 番非人小頭心得方覚（中村(三)家文書）

をうくべく佐太役所の川畑豊治あてに報告している〔古藤(勲)家文書〕。

村落行政・村落生活のなかに占める非人の重要な役割はこの萩谷村非人番佐兵衛の例によって一部わかるのであるが、その非人の生活にはさまざまな規制が加えられていた。

寛延二(一七四九)年三月、すでに発令されていた儉約令を村々の末端にまで周知徹底させるため、代官が回村し、住民を召し出して厳達したことがあった。そのなかで非人番に対する村からの支給を五〇パーセント削減し、非人の住屋は一間(一・ハメートル)に改造し、一般住民と紛らわしいような羽織や紋付の着物を着用することを厳禁し、小商・傘張り・髪結いなどの副業に一切手を出してはならず、一途に非人番の職務に専念せよと命じた。この厳命に対し非人番は生活が成り立たないことを訴えて反発した。このことによって村からの支給五〇パーセント削減の原則は撤回させることができなかったが「二分通り用捨せしめる」(五〇パーセント削減のうち二〇パーセント程度の割り増し支給をするという意味であろうか)というわずかな譲歩を得ている〔中村(三)家文書〕。貧困な生活のなかで、生活のわずかな支えにしようとする小商売・傘張り・髪結いなどの内職に近いものまでが厳しく制限され、大幅な費用削減が一方的に命じられたのである。



写124 番非人住居制限等につき覚(中村(三)家文書)

すでに触れたように非人は非人長吏の統轄のもとにあって、その指示や了解をえながら、非人番を勤めるため他村に移住することがあった。文化十三（一八一六）年摂津国豊島郡北条村非人番和助は妻と子供・母親の六人家族を引き連れて丹波国桑田郡杉生村の非人番角内方に住むこととなった。もと居た北条村庄屋・年寄は和助一家が浄土宗の宗旨で北条村の村寺の檀家であることは確かであるとの宗旨村送り証文を作成し、杉生村の村役人に届けている〔淺野家文書〕。その移転の理由は明らかでないが、家族を持ちながら故郷を持たない生活を強いられる人々もいたのである。

結婚や養子縁組も非人身分集団内で行われることが多かった。文化十二（一八一五）年高槻藩領島下郡車作村の非人番であった利八の忤作兵衛は数え年で三二歳になっていたが、ようやく丹波国桑田郡杉生村の非人番角内方に養子縁組が決まった。父利八と車作村庄屋畑中伊七郎とは、作兵衛の宗旨は法華宗（日蓮宗）であり、茨木村妙徳寺の旦那に間違いないとして宗旨村送り証文を作成している〔淺野家文書〕。

第四節 入簡騒動の展開

入簡と農民 村政執行上の諸経費である村入用が支出され、その財源としての収入が調達されるプロセス 民 負 担 は、村財政にほかならない。高槻藩領の村々においては、村入用は「いしか入簡」と称されていた。それは、農民負担としては領主年貢につき、かつその支出内容の多くが庄屋・年寄の独自の判断で運用されたため、農民にとりつねに関心の対象となるものであった。その運用をめぐる疑義が一村単位の村方騒

Ⅶ 近世の高榎

表57 津之江村の貢租・諸掛りと入箇

項 目	宝 暦 3		寛 政 3	
	米 石	匁 匁	米 石	匁 匁
本年貢口米	399.147		384.081	
夫代米	12.120		11.693	
	6.957		6.957	
貢租・諸掛り計	418.224		402.731	
池床・井路床弁米	5.521		9.031	
庄屋給	5.797		5.797	
年寄給			1.500	
歩行給	2.673		2.672	
見捨引	2.590		10.878	
式歩之米	10.649		10.230	
餅米弁米	0.432		0.300	
利 米			0.432	
蔵欠米	0.038		0.210	
前年免割不足			0.251	
入箇(1)計	27.700		41.301	
諸事小日役賃米	3.776		6.670	
村継伏賃米	0.600		0.600	
稻薺人賃米	1.000		1.000	
樋守給米	0.600		0.700	
井路役人足賃米	0.300		3.000	
堤普請人足賃米			22.860	
川除普請人足賃米	0.476			
戸閼賃米	1.000			
城土手草刈人足賃米	0.520			
芥川村助人足賃米	0.228			
宗官人別改賃米	0.140			
津出し上乗賃米			5.230	
同上舟賃・浜銭		411.99		333.70
米納入用		58.40		150.00
糠・糞・縄代		188.49		193.84
村借用銀利息		489.60		688.00
氏神燈明料		20.00		68.00
神事湯立入用				55.00
宮拝殿普請入用				473.39
水上村々祝儀		102.30		
酒・飯代		224.17		147.40
紙・薪燭・炭・薪代		53.00		93.90
その他		499.69		656.40
入箇(2)計	8.640	2,047.64	40.060	2,859.63
米高換算入箇計	92.749		118.499	
合 計	510.973		521.230	

注) 「御年貢免割并入ヶ帳」(中村白家文書)により作成。

動をままひきおこしたことは、よく知られるところである。

いま、津之江村を対象として、「御年貢免割井入ヶ帳」〔中村三〕〔家文書〕により、宝暦三（一七五三）年と寛政三（一七九一）年における貢租・諸掛りおよび入箇などの農民負担をみると、表五七のとおりである。原史料では、同表上段の貢租・諸掛りと中段の入箇(1)とを一括して村民持高一石当たりの負担米高が算出されている。いっぽう、下段の入箇(2)は小計が銀高に換算され、持高一石当たりの負担銀高が算出されている。しかし同表では、各史料上の米価（宝暦三年米一石当たり銀三六匁三分、寛政三年同七七匁）を用いて逆に米高に換算し、入箇(1)・(2)の合計および貢租・諸掛りとの総計を掲げてある。

入箇支出の内容はじつに雑多であり、何の支出か理解しえない項目も若干見うけられる。宝暦三年にくらべると、寛政三年には、貢租・諸掛りがわずかながらも減少しているにもかかわらず、入箇は膨張し、入箇の貢租・諸掛りに対する割合は二二・二パーセントから二九・四パーセントに増大している。年次的に連続した史料が得られないうえに、寛政三年には堤切所の普請人足賃米、宮拝殿の普請入用などの臨時支出が含まれているため、ここからただちに入箇膨張の年次的傾向を指摘することはできないかもしれない。しかし、そのような傾向が一般化していたことは、近世後期の村々の諸史料に「近年入ヶ銀多、百姓方難渋」〔池上家文書〕というような文言が散見されるところからも、容易に推測される。

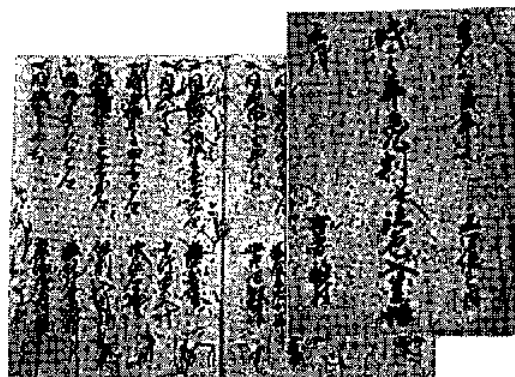
表五七の入箇のうち、庄屋・年寄の独自の運用が可能であった項目は、入箇(2)として表示した支出部門に集中していた。その支出部門は、年貢納入関連経費・水利土木費・村借用銀利息のほか、村役人の出勤料や飲食費などが中心的な比重を占めた。領主と小前百姓の双方から入用高を削減することが可能な、可変性を

もつとみなされていたのは、じつにこの部門にほかならなかった。

入箇をめぐる 入箇は、予算ないし支出予定の算定がいっさい行われず、主として庄屋・年寄によって領主と農民 なされた諸経費支出の結果を全村民が承認して、負担・納付するものであった。元禄十六

(一七〇三)年八月の「村々江申渡覧」〔近世〕〔三三〕によると、その手順は、月ごとに改めた入箇帳に基づいて年末に集計と割りつけを行い、その帳面に全村民の判形をとって、翌年正月中に役所へ提出することと規定されていた。

入箇の支出項目が村により若干相違したのと同様に、その賦課方式も、「古来より郷例にて仕来り之通になすべし」〔地方凡〕との方針がとられたため、かなり異なっていた。ただ、多くの村では、持高に比例した高割のほか、均等な家別割が併用されていたため、入箇の負担は、持高の少ない下層農民になるにしたがって相対的に負担が重くなるという、逆進的な性格を帯びていた〔福山昭「近世後期畿内村落の村財政」『ヒストリア』五七〕。このような入箇にかんして、高榎藩は、その負担過重が体制存立の基盤である小農経営における年貢負担能力を損なう懸念のあるところから、一貫して入箇緊縮の方針を打ちだしていた。入箇緊縮を狙いとする藩令はたびたび出され、その多くは、検約令の諸規定のうちに、純然たる質素検約令



写125 古曾部村免割並諸色入箇帳 (五十嵐家文書)

や他領への出奉公・出小作の禁止令などとともに反復された。例えば、倭約令の一つである寛延二（一七四九）年二月の「覚」〔池上家文書〕では、「村方諸入用多候而、村方ニ寄、小高之者共及難義候趣相聞候間」として、庄屋・年寄・組頭が立ち合つて入箇帳を月ごとに改め、年末の集計にあたっては、小百姓をも含む寄合いで十分吟味のうえ、その削減を図るよう、従来からの方針が再確認されている。

このように、入箇の削減を唱え、全村民に入箇の内容および運用にかんして吟味する権利を認めていた点は、高槻藩領のみならず、幕府領にも共通した村財政運営上の原則であつた。とはいえ、その原則の具体化の様相は、村により多様なものがあつたようである。寛保三（一七四三）年、庄屋・年寄が組頭・惣百姓中に入箇減少の方策について相談に及んでいる津之江村〔中村家文書〕、享和二（一八〇二）年、百姓惣代・組頭が倭約仕法の一環として持高五石以上の村民に諸帳面を公開するよう庄屋・年寄に要求し、それが村方騒動にまで発展した古曾部村〔五十嵐家文書・近世〕、などの事例が知られる。また、島下郡栗生村（現茨木市・箕面市）では、天明五（一七八五）年、組頭が入箇帳への請印拒否をも辞さない強硬姿勢のもとに、入箇の減少と山林の立木の売却とによる負担軽減を庄屋・年寄に申し入れている〔池上家文書〕。

入箇惣代 近世後期における入箇増大傾向の進展のなかで、高槻藩は、職制の一つとして郡奉行の管轄の設置 下に入箇改役を新規に設けた。その年次は未詳であるが、文化十一（一八一四）年二月の「願書諸色扣帳」〔池上家文書〕に、「大殿様御趣意地方ニ順シ、当殿様御趣、末々難義之百姓御れんみんニ思召、入箇改役人御招被為遊候」とある。当時の藩主は一〇代永井直与であり、九代の直進は明和八（一七七二）年正月父直珍の遺領を継ぎ、文化六年八月致仕して、直与に家督を譲っていた。

Ⅱ 近世の高槻

表58 入箇惣代の人員

行政組織名	村 数	人 数
高槻組	11	32
上郷組	16(1)	40
冠 組	13	34
島飼組	9(2)	26
五箇庄組	14(1)	39
丹波組	15	30
合 計	78(4)	201

- 注) 1. 村数のうち()内の数字は、入箇惣代の人員が明らかでない村で、外数。
 2. 「江戸御屋敷江願出候節日記」(池上家文書)により作成。

入箇改役の設置は、本来村の自主性に委ねられるべき村財政に対する、藩権力の介入を意味した。それは、藩領村々の周囲に配置された幕府領・大名飛地領・旗本知行所などと比較した場合の、相対的に強力な在地支配機構展開の一環であったといえる。「末々難義之百姓御れんニン思召」というのは、入箇改役の表面的な設置理由にすぎず、真意は、年貢負担基盤の確保と体制の存続にあったからである。また、藩財政の累積債務を農民負担に転嫁しようとする領主的恣意も内在した。入箇改役の任務が村々の入箇の運用を規制し、削減を図ることにあったのはいうまでもないが、それがどれほどに実効力を発揮しえたかは疑問であった。しかし、文化八(一八一二)年三月、その人員が二人から四人に増加されたことは、制度の強化の第一歩であった。

その直後にあたる同年五月、高槻藩は入箇改めの断行を表明し、原則として「領分一統村々ニ而壹人宛」を選びだして、彼らに入箇惣役を命じた。このとき、入箇の規制にとどまらず、衣服・食物・冠婚葬祭の簡素化、田畑の分地制限など広範な内容をもつ、家老からの「領分中へ可申渡覧」が提示され、入箇惣代からは「村為ニ相成候様取計可仕」との請書が徴された。さらに、村ごとに入箇の総費目も書き上げられた^{〔文書〕}。入箇惣代の人員は、いま述べたとおり、領内村々から一人ずつというのが原則であったが、実際には、村内が複数の株に分かれている場合は各株から一人ずつ

つ選ばれるなど、村の規模や実態を勘案して、きわめて弾力的な形で選出が行われたようである。表五八は、行政組織ごとにその人員をみたものである〔上同〕。未詳の村も若干あるが、各組とも村数の二・三倍に相当する入箇惣代が任命され、領内の総人員は二〇〇人をこえたことが知られる。おおむね彼らは、各村において組頭をつとめていた。

入箇惣代の主要な任務は、藩の入箇改役人とともに入箇をチェックすること、ことにそれを独自に運用する機会に恵まれていた庄屋・年寄を監視することにあった。また、すでに幕府は、村入用運用上の不正摘発に関して、「名主・年寄・組頭非分成儀申掛、小百姓を掠においては可申出候」〔日本財政経〕と、小百姓の上訴を容認していたが、高槻藩ではそのような場合、入箇惣代が小百姓の利益代表として行動をおこすものであった。

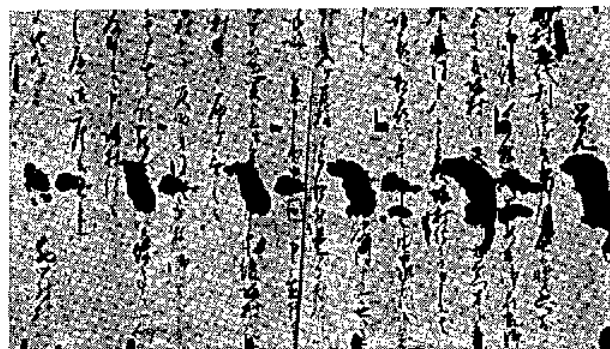
村内階層上組頭で占められていた入箇惣代を介して、藩が実施しようとした入箇改めは、入箇の緊縮を検約令の一環として抽象的に法令によって命じるのみで、入箇改役人のチェックが入箇の支出結果に対する形式的手続にとどまっていた段階から一歩進んで、入箇の支出内容にまで立ち入って調査するものであった。

このような調査は史料上「立戻り勘定改」とも称されているが、入箇惣代の任命にあたって、藩が各村の入箇の総費目を書き上げさせ、それを確認したことは、入箇改めの前提作業であったと考えられる。ここに、制度としては、入箇緊縮に十分効果が期待されるものが成立したのである。

入箇改めは、その後村ごとに順次実施に移された。入箇運用がきびしく照査され、緊縮の効果は顕著であった。しかし、村によっては、その効果の大きさは庄屋・年寄に対する衝撃の大きさと比例するものであっ

た。秋には「人気区々」の村が続出するに及び、ついに入簡改めは中断を余儀なくされた。これ以上の入簡改めの強行は、既存の農民支配機構を損なり懸念があると判断されたためであり、江戸府内に在勤中の藩主に意向を打診し、その下知を待つという措置がとられたのである。

当然のこととして、入簡改めがまだ行われていない村々からは、その早期実施を求める声がおこった。ことにそれは、同年分の入簡帳が集計された直後の翌文化九（一八一二）年正月上旬に殺到した。正月十日付の触書では「御役人中向々御用多之時節」であり、「村方ニより去秋末頃々人気区々ニも相聞」えたことなどの入簡改め中断の理由をあげ、早春にも出される予定の藩主の下知を神妙に待つよう命じている〔中村曰〕。その間、村々では庄屋・年寄と入簡惣代との緊張関係がみられ、他方では藩の地方役人と入簡改役人との間に対立が存在した。そして、入簡改役人・入簡惣代は、地方役人・庄屋・年寄の圧力のもとに、その任務を全うすることができず、入簡改めの趣旨がないがしろにされつつあった。庄屋・年寄のうちには、「御入（簡）方者追々無之様之姿ニも相成」などと悪舌を放つものもあり、いまだ実施されていない村々の入簡改めは、まさに立ち消えになりそうな気配であった〔池上家文書〕。



写126 入簡惣代帰村調べ覚（西尾家文書）

江戸出訴と このような状況のもとで、領内村々のおもだった入箇惣代の間では、ひそかに談合が重ねられていた。もとより、その内容は「惣代役杯無益之様ニ成行」きつつある現状を嘆き、入箇

改めの早期再開を求めるための方策を模索するものであった。文化九（一八一二）年のはじめから反復された寄合・相談での結論は、江戸の藩主に直接出訴することに落ち着いた。

出訴には、領内村々から志願した二〇人の入箇惣代が参加することとなった〔池上家文書〕。その二〇人は上郷組二人、丹波組九人、冠組・五箇庄組九人であったことが知られるが〔近世口文書〕、村名については明らかでない。

彼らは、同年二月十七日江戸に向けて国元を出発した。途中で彼らを引き戻す使命を帯びた二人の入箇惣代に追われつつの旅であったが、道中東海道を行くグループと中山道のそれとに分かれたのは、江戸出訴を実現させるための配慮であったと考えられる。江戸への到着は、三月七、八両日のことであった〔池上家文書〕。

国元を出発してから江戸に到着するまでの間における在地の情勢は、まことにあわただしく、かつ彼らにとって厳しさを増しつつあった。二月二十四日には、村々の庄屋・年寄に対して、「入ヶ惣代他行ハ不申及、当月中旬已来出入とも御庄屋中江相届出勤致候哉、届なく罷出候哉、御聞札」すなわち入箇惣代全員の当月中旬以後の行状を調査するよう指示した触れが出された〔近世口文書〕。この触書には、報告にあたっての離形が添えられ、江戸へ出向いたもの、高槻へ出向いたもの、病氣などの事由により出入りのないもの、に区分して書き上げることが求められた。現在のところ、村々からの回答写しの残存が確認されているのは、前島・辻子・西冠・西天川の四カ村のみであるが、それら四通の「覚」に書き上げられた入箇惣代十二人のうち、冠組の前島村・辻子村の二人が村方へ無届けのまま十六日から京都へ行ったままにまだに帰村していないと記され

Ⅶ 近世の高槻

ており、おそらく江戸出訴に参加したものであることがうかがわれる〔近世(一三三・一三四)〕。

この調査のあと、三月三日には、入箇改役人の罷免が伝えられた。また翌四日には、入箇惣代全員が庄屋・年寄付き添いのうえ代官辰巳弥三七宅へ出頭するよう命じられ、江戸へ出向いている惣代を除くすべてに罷免が申し渡された。そのうち、成合村三人、芥川村二人、前島村・塚原村・鳥飼八町村(現狹津市)・福井村(現茨木市)・銭原村(同上)各一人の合計一〇人の入箇惣代は、宿預けとなって高槻に拘禁された。さらに、惣代が江戸出訴に参加している村々に対しては、たまたま彼らが江戸に到着した八日に、帰村ししだい高槻への出頭を命じた触れが出された〔文書〕。

さて、江戸に着いた一行は、同月十日、目付役人をつうじて藩邸に願書〔乍恐奉言上候〕を提出した。要求内容は、目下中断されている入箇改めの継続実施についての藩主の下知を得ることであった。しかし、その後、何の沙汰もなく、二十日には「御催促ケ間鋪御座候得共、右之段御覧奉申上候、偏ニ御憐愍之上、御召出被成下、御下知被為仰付」たいとの願書〔乍恐御覧奉申上候〕が、重ねて提出された。その結果、翌二十一日入箇惣代は会所へ召し出されたが、達しの内容は「右願之趣、御家老衆中より尤も被仰候、乍然其内御下知有之候間、随分神妙相慎可居候様」にとい

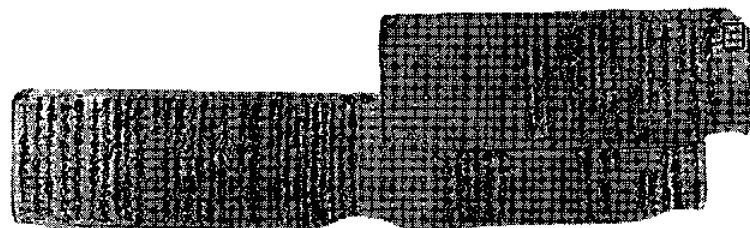


写127 栗生旧村(箕面市栗生間谷)

うだけのものであった。

また、二十三日には、国元に残留した仲間から、三月四日付の書状が届いた。その内容は、「不存寄大変出来仕候」という前置きのもとに、さきに述べた入箇改役人および入箇惣代の罷免、一〇人の同志の拘禁の模様などを伝えたり、
 「若其御地ニ而、御上様御許容無之内、御帰国被成候ハ、御難義之場合ニ成行候ハハ、一大事之御事と奉存候」と、江戸出訴の目的が貫徹されないうちに帰国することの危険性を示唆したものであった〔池上家文書〕。

国元では、このたびの江戸出訴に関連した触れが、郡奉行からひんばんに出された。それらは硬軟の二面性を有していた。例えば、三月二十四日付の触れでは、「村役人と百姓とも不和合ニ有之候而者、村為ニ不相成候、其上無益之費多、農業も疎ニ相成、自然と困窮之基ニ候」と、農民の帰服が呼びかけられ、懐柔が図られた〔近世〕。他方、四月一日付の触れでは、かつて幕府が布告した三つの一揆禁令がそのまま反復された〔中村〕。その一つは、徒党・強訴・逃散の概念規定を行い、一揆の裏切り行為を奨励したもので、「徒党・強訴・逃散・訴之儀高札」として知られる明和七（一七七〇）年四月令であった。いま一つは、合法的訴願の強調、江戸府内の領主・地頭への門訴の禁止、その処罰などを規定した明和八年五月令であった。これは、幕府の一揆鎮圧体制の一応の完成を告げるものとし



写128 入箇惣代江戸出訴一件控（池上家文書）

て、画期的な意味を持つものであった〔山田忠雄「宝暦」明和期の百姓一揆―権力との対応を―。上記の明和年間の二法令のほかには、安永六（一七七七）年九月令が添えられていた。これは、明和年間の法令を敷衍して、詳細かつ個別具体的に一揆弾圧を規定したものであり、安永二年飛騨国高山で発生した大原騒動や同六年信濃国高井・水内両郡で発生した一揆の事例をとりあげて、磔・獄門をはじめとする苛酷な処罰を具体的に示すなど、民心を畏怖・威嚇するに十分な内容を備えていた。これらの幕府によって布達された一連の一揆禁令がこのとき改めて触れ出されたのは、入簡改めに伴う領内村々の動揺と江戸藩邸への出訴に対して、国元で支配にあたる藩役人が体制的危機を認識し、より広範な農民闘争に発展することに恐怖感をいだいていたことを、如実に反映したものであったと思われる。

江戸出訴 江戸に逗留中の二〇人の入簡惣代は、五月二十七日、とつぜん一通の請書を提出するよう強
の 願 末 要された。それは、「私共惣代之儀御免、郡御奉行様々被仰渡候へ、御請申上候心得ニ御

座候」と、国元に残留した入簡惣代を対象に申し渡された三月四日の罷免処置を自認するものであった。「去二月十七日国元出立仕候義、惣百姓共存念儀者、去ル未（文化八年）五月被仰出候御趣法、御嚴重ニ御立被成下候様奉希居」る彼らが、入簡改めの今後の方針について「未御評議中」の段階において、このような請書を提出することは、屈辱的ですからあった。しかし、「無拠請書差上」げた彼らは、その請書に「別紙窺書之覚」を添えて、「存心之儀申上候者、村役人善悪相分り候様、且又立戻り勘定之義、是迄之通り被仰付被成下候へ、難有奉存候」と述べ、庄屋・年寄の入簡運用上の不正の有無の明確化と、従来どおりの入簡改めの徹底とを求めて、精一杯の抵抗をこころみることを忘れなかった〔池上豪「文書」〕。

そして、その直後、領内六組村々の元入箇惣代にあてて、同一文面の書状が急送された。その内容は、自分たちの無事と「御殿様御趣意之義者、追而被仰出候趣ニ御座候間、希者先規御趣法之通頂戴仕候ハ、帰村可仕候間、何事茂神妙ニ相待罷居候趣」を伝えたものであった。このようにして、出訴中の二〇人は、現在評議中の趣意が発表されるのを、江戸において待つこととなった^{〔同上〕}。

なお、彼らのこのたびの出訴が高槻表の藩役人のあいだに大きな波紋を投げかけたことは、いうまでもない。入箇改め役人が罷免されたことはすでに述べたとおりであるが、訴願期間中、家老・郡奉行・大目付・徒士目付をはじめとする国元の家中があいついで江戸へ召喚され、吟味を受けた。このとき出府した国元家中の数は三〇人を越えており、それらの召喚と吟味が出訴農民の江戸逗留をながびかせた要因であったと考えられる。

その結果、家老の関蔵人と長田弥五左衛門の二人は、それぞれ「御家老役御取揚、物頭格ニ被仰付」、「御家老役御免被遊」れた。また同時に、江戸家老の山藤五郎左衛門も「御役御免、御扶持二百石御引揚」のうえ「中老格」となり、江戸上屋敷目付建野忠左衛門も「役替、広間番」に格下げされた。史料の「江戸御屋敷江願出候節日記」^{〔池上家文書〕}には、このような事態をみて、「御氣之毒与存、恐入候」とか、「私共茂猶々神

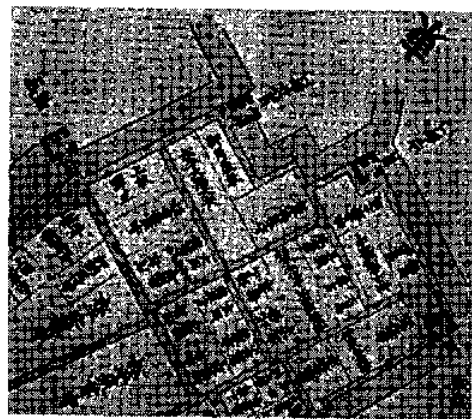


写真129 高槻藩江戸屋敷〔絵図中央やや下、松平筑前守屋敷の東向かい〕（「江戸切絵図・吉文字屋版」より）

妙ニ相心得申へく事大^(巻)一也」などと記されているのみで、吟味の内容や処分の理由については、いっさい触れるところがない。しかし、藩役人上層部にまで及ぶ行政罰は、入箇の緊縮を狙いとする藩主の趣法と、藩役人や庄屋・年寄によって担われている現実の地方支配機構とのあいだの懸隔をついたものであったと推測される。

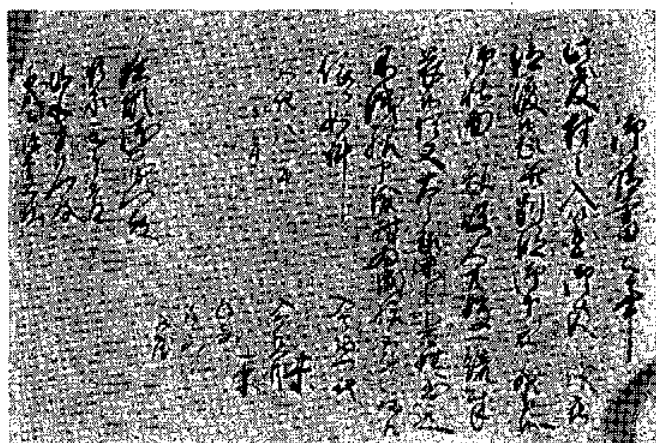
そして、ついに九月三日、「銘々共被召出候而、御書下ケ頂戴仕候、御書下ケ御教聞を被下候上、綿入壺ツ井道中銀式歩宛戴申」して、同月七日、江戸出訴の二〇人は江戸を離れ、帰国の途についた^[上同]。このようにして、六カ月あまりにわたる訴訟は終わりを告げた。最終的な裁定書の「御書下ケ」の内容は明らかでないが、出訴した農民の主張がいれられ、彼らの勝訴に終わったことは知られる。

九月十八日、江戸に召喚されていた元入箇改役人が高槻に帰国したときには、「御領分惣代銘々御迎ニ参候、余多人故、御城中通り引取呉候様ニ御挨拶被遊候、殊外之御美札」というほどの賑いがみられ、二十日江戸出訴の農民が国元に到着したときも、出迎えは派手であった^[近世(二)]。翌二十一日には、入箇改役人が帰役となり、領内村々の入箇惣代もすべて帰役を命じられた。入箇改め再開にあたっての心得を申し論した十月十四日の触れにおいて、「全心得違之事ニ候」とされた「村役人之内ニも諸道具取片付致用意候者も有之趣」、あるいは「村役人共善悪無差別、被召捕候之様相心得、恐居候役人共も有之候」などという風聞は、入箇改めの再開によってひきおこされた庄屋・年寄層の動揺を直接示すものであった^[近世(三)]。なお、同年十二月には、「江戸下り式拾人入用高」四貫四八〇目をはじめとする、宿預けそのほかの関連経費の合計銀高一六貫三〇〇目が、領内六組の村々に割り付けられ、徴集された^[文書]。

領主権力の主導のもとに入箇の削減を図るという、この高槻藩の特徴ある制度は、年貢負担能力の温存に集約される領主的恣意と、負担軽減を求める農民の利害とがほぼ完全に合致したものであるとして、その後しばらく存続した。

文化九（一八一二）年に展開された入箇騒動は、その制度が実施に移された時点での摩擦にほかならなかった。それは、領主権力との正面衝突ではなく、反領主闘争としての色彩がきわめて希薄であった。領主と農民との階級対立としては、純化された姿態がみられず、村落内部における階層分化の進展に伴う農民相互間の、いわば従属的な対立関係が大きな比重を占めていたからである。とはいえ、領主権力の後退を露呈した全藩的規模の騒動として、一定の意義を有したことは間違いないであろう。入箇の負担を軽減するため、農民の目にはつねに領主・農民の両階級の接点にあって村財政を運用する庄屋・年寄のうえに注がれていた。彼らのこのような姿勢は、地道な日常闘争の一つに加えられるものであり、その高揚が入箇改めの完全実施を藩主に要求した江戸

出訴であった。



写130 入箇改請書控（西尾家文書）

なお、入簡改役人の職制は、文久元（一八六二）年十二月にいたり廃止された。それとともに、村々の入簡惣代は「以来、百姓惣代と相心得、相勤候様」〔同上〕命じられた。その間の経緯は当然注目に値するが、この点については第六章第二節に譲りたい。

第五節 稲作と諸産業の発展

綿とたばこ

市街化と宅地開発の進展著しい市域も、かつては農業を主たる産業とした。農業生産は大きく稲・麦の主穀食糧生産と、綿・菜種・たばこ・蔬菜などの商品作物生産に分けることができる。稲はその主穀としての位置からも、また石高制下の貢租対象としても、もともと基幹的な作物であったことはいうまでもない。だが中央市場大坂を擁する周辺地域では、それぞれの立地条件や加工・需要のあり方に応じて、多様な商業的農業が営まれた。八尾・東大阪市を中心とする中河内の農村はその中で、河内綿作地帯として知られ、稲をつくるべき水田にまで綿が栽培され、元禄・享保期、その綿作率は全耕地の五〇～六〇パーセントに及んだ。

それに対し本市も含む北摂地域は、米・菜種作地域として位置づけられ、綿作の比重はきわめて小さい。いま一七世紀後半から一九世紀後半にかけて、判明する市域近辺村々の綿作率を拾えば、表五九のとおりである。吉志部東村（現在吹田市）が二二・五パーセントと高いが、市域三カ村は四〇五パーセントで、時期的な変化もほとんどみられない。くわえて農民一人当たりの作付規模はいたって零細で、文政十（一八二七）年

表60 氷室村の産物

産物	産出高
綿	約1200本
麦	134石64
菜種	67石32
米	186石72
嶋木綿	360反
白木綿	400反

注) 近世(176)による。

表59 市域近在の綿作

年次	綿作率(%)	村名
貞享元(1684)	22.5	吉志部東村
享3(1686)	5.9	奈佐原村
安永2~3(1773~4)	田方 6.4	吉志部東村
文政10(1827)	4.2	古曾部村
万延元(1860)	5.5	氷室村

注) 阿部真琴「大坂周辺農業の生産構造」『研究』13、近世(192)、吉田家旧蔵史料館文書、五十嵐家文書による。

の古曾部村では、木綿を作付けする農民五〇人(本郷、出作とも)のうち、五石以上が一人、一石以上が六人で、残り四三人は一石にも満たない。綿はもともと天候に左右される度合いが大きく、価格の変動も加わって、労働の集約性と比べた経営の安定性は弱いものだが、一石未満の零細な綿作経営はきわめて変動のはげしいものと推測される。したがって二五年前の享和三(一八〇三)年古曾部村分見改め書上帳に、「米穀・麦・菜種の外、作物なし」と記すのは、あながち誇張とも思われない。

綿作がこのような状況である以上、その加工業の程度にも推測がつく。女性を中心に農間余業として木綿織りが行われていたことは、富田・服部・氷室・萩庄の各村明細帳類にうかがえるが、具体的な産出高を伝えるものとしては、明治五(一八七二)年の氷室村が唯一である(表六〇)。

綿作と並ぶ商業的農業として、市域ではとくにたばこ作が著名である。

正徳三(一七一三)年刊の『和漢三才図会』に「備後・備中及関東多くこれを出す、今摂州服部の産第一」と記す、服部煙草としてひろく知られた。享保十九(一七三四)年の『五畿内志』では島上郡服部村とその隣村のほか、摂津国の産地として島下郡福井村・小野原村、豊島郡新免村の名をあげている。ところが服部たばこは著名なわりに、その産出状況がよ

くわからず、わずかに元禄十六（一七〇三）年の作付反別二町九反二畝、收穫高四、三八〇斤余という数値を知るのみである【大阪の生産と交通】。しかしこれは水戸藩領積みの数値にすぎず、実際の産出高はこれを上回っていたらう。

服部村の西方に位置する氷室村でも作付面積がわかるが、安永六（一七七七）年五町八反三畝にのぼり、三町八反七畝の綿作をしいでいる。しかもその作付地は畑だけでなく、上々田にまで及んでいた【小林茂「近世摂津三島地方における商・業的農業の展開」『近世史研究』二三】。だが当世第一といわれた服部たばこも、しだいに国分（鹿兒島県）をはじめ他国産のものに圧倒されるにしたがい、たばこの作付けは減少した。天保十四（一八四三）年の服部村の明細帳も、「近年田葉粉地面減少仕、稲作地面多く相成候」と米作りへの転換がすすんだことを記す【近世】。しかもこの転換は急速にすすんだことが予想され、明治五（一八七二）年の時点で氷室村に、たばこの産出はもはやみられない【近世】。

稲作と農書 たばこから稲作へ作付転換があったとしても、こ『農業余話』の場合稲作は自給的農業にとどまらない。米の商品化が賃租制のもとですすみ、酒造米や飯米として流通した。とくに市域を含む島上・島下郡地方（通称三島地方）は、酒造米地帯と



写131 新免旧村（豊中市立花町）

して、西摂の池田・伊丹・難などの酒造業地域に良質の原料米を供給した。たとえば伊丹の酒米商人大和田屋金四郎は、弘化三（一八四六）年ごろ酒米買入れ用の手控えに、摂津各地の領主ごとの村名と米質を記しており、高槻藩領についても「△上郷組 上々氷室 上土室 上成合 中安満 上小（古）曾部 中芥川 下上田辺 下桜井」などと書き留めている。朝夕の気温差の変化の大きい山地がかった場所が上質で、平野部から淀川に近接していくほど品質が低下している。市域の旧村で歌われた粳すり唄に、「池田・伊丹でいま踏む米は、百姓の涙米」とあるのは、この間の事情をよく示している。ところがこのように良質な米づくりもその実際については、残念ながら充分な史料がえられていない。そこで隣の茨木市馬場（当時島下郡佐保村馬場）の豪農小西篤好（一七六七～一八三七）の著した農書『農業余話』によって、農業技術改良のあとをふりかえってみよう。

著者篤好（通称藤右衛門）は青年時代京都に遊学し、帰郷後は農事改良のために種々の試験を実施しながら農業に専念した。そのため八反余の試験圃をもったといわれる。『農業余話』はその成果をとりまとめたもので、草稿は文化六（一八〇九）年にまとめられ、文政十一（一八二八）年、平田篤胤・篤真父子の校訂をえて江戸で出版された。

彼の著書は陰陽五行説と草木雌雄説にもとづき栽培理論を展開したものとして知られる。とくにその草木雌雄説は、宮崎安貞『農業全書』以来の雌雄説に転換をもたらし、以後多くの追隨者を生むほどであった。

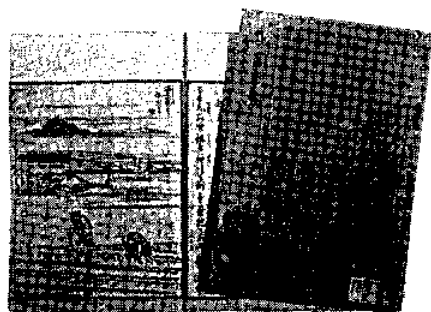
『農業余話』の中では稲・綿・麻・大根・菜種・こぼろ・空豆・樹木・竹の諸作物について雌雄を論じ、「種物は陰陽・雌雄を撰むこと、専要なり」と説いた。

彼が説いた農業技術の中で、もっとも力を入れたのはその栽培技術である。稲作ではまず苗作りが注目され、薄播きを奨励している。反当播種量は示されていないが、播種量を減少させるとともに、当時慣行の十五〜三〇日におよぶ種籾の浸種を批判し、二日間の浸種を奨める。また畑苗代を、水を必要としないため苗代地の選択が自由であるとして奨励している。

綿作技術では一般に反当たり一貫五〇〇匁から三貫目も種子を播くが、これはたいへんまちがった方法で、充分に種子を調製して播けば、反当たり三〇〇匁ぐらいがちょうどよい、と説く。この提唱は近世綿作技術の集大成ともいえる大蔵永常の『綿圖要務』（一八三三年刊）でも継承されている。

病害・虫害・雑草害などの作物被害についてとくに詳しく述べているのも、本書の特徴である。「季節が原因で病害が発生するかのように、たいていは耕作者側の原因で発生している」と説くところに、篤好の独自性があるが、原因究明の姿勢はきわめて実験的である。とくにイモチ病についてはその原因を明らかにしようとして種々実験し、種籾を厚播きにして苗を生育させたか、移植が遅れたか、あるいは耕土が浅かったか、以上三つのいずれかが原因と解明し、その防止策を述べる。

なお今日我々は田畑の害草類を「雑草」と言っているが、この用語を最初に用いたのは篤好の『農業余話』だとされている【以上『日本農書全集』七】。



写132 大蔵永常『綿圖要務』
(府立図書館蔵)

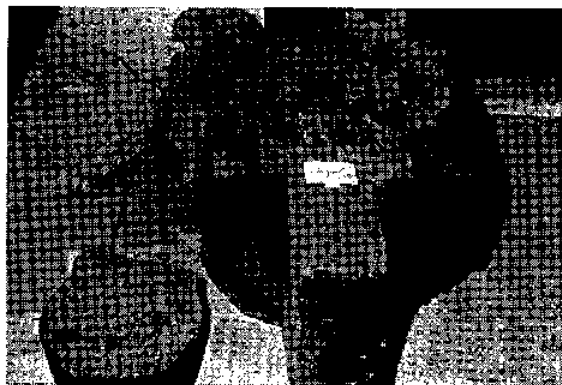
彼が実地の体験を重ねて研鑽した栽培技術が、当地の農民たちにとって継承されたかについては、残念ながらよくわからない。

粟種と 酒米の裏作として麦・菜種がつくられ、春の農村
絞油業は、青い麦畑と黄色い菜の花で色どられた。明治
五（一八七二）年の氷室村でも、両方の産額がみられたことは先に
みた。

菜種については若干の村々で、その生産状況のわかる史料が残
されている。このうち古曾部村について概観してみよう。一八世
紀末から一九世紀前半にかけて、連年一〇町をこえる作付けが行
われている。一反当たりの菜種産高（石数）は、平均約七斗である。

作人一人ひとりの作付規模をみると、文政六（一八二三）年の場
合五反から七反に分布している。ほぼ同じ頃の木綿作と比べて、
菜種生産の規模の大きさが指摘できる。同村の商品生産が、菜種
によって支えられていたことを明瞭に示している。また反当たり産高も、五斗から一石の間に分布し、階層
差があった。この時最高の生産性を示したのは庄屋金四郎家（五反作付け）である。反当たり生産高の格差
は、土壌やそれに投下される肥料・労働力の差によった。

今日では菜種油といえば食用油しか頭に浮かばないが、当時は灯油として、夜の生活には欠かせないもので



写133 油絞り道具（離宮八幡宮所蔵）

Ⅱ 近世の高槻

表61 古曾部村の菜種作

(西暦)	年次	面積	石数	作付率
1799	寛政11.9	137-1	92.994	16.5
1805	文化 2.8	127-3	73.98	15.4
1820	文政 3.9	140-6	88.1	17.0
1823	〃 6.9	165-1	112.3	20.0
1824	〃 7.閏8	128-6	86.8	15.6
1825	〃 8.9	133-2	93.11	16.1
1829	〃 12	123-0	90.6	14.9
1830	〃 13.8	161-1	129.57	19.5

注) 1. 作付率は明治9年の改正反則(『大阪府全志』所収)による。

2. 近世に195・198および五十嵐家文書による。

表62 古曾部村の菜種と綿

規模(反)	人数	人数	規模(石)
5 反以上	4	1	5 石以上
3 反以上	14		3 石以上
1 反以上	47	6	1 石以上
1 反未満	7	43	1 石未満
計	72	50	計
菜種		綿	
文政6(1823)		文政10(1827)	

注) 近世に198および五十嵐家文書による。

あった。したがって菜種作の発展は、農村における絞油業の展開を伴った。幕府は江戸・大坂・京の三都の灯油を確保するため、都市の製油業を保護・奨励し、在方の油稼ぎを抑制する政策をとったが、明和七(一七七〇)年撰・河・泉三カ国に限り油稼ぎを公認し、在方の大坂周辺地域の製油業は、大坂油市場への従属を余儀なくされた。すなわち在方絞油屋は一カ国限りの菜種購入が認められたが、水油はすべて大坂へ出荷することが義務づけられた。「明和の仕法」とよばれ、天保三(一八三二)年に一カ国限りの油直小売りが認められるまでつづいた。

古曾部村の菜種生産と販売についてはこの期間のものとして、表六一、六三を得る。同村に近接する西国街道沿いの宿場町芥川への販売が頭抜けて多く、

文政三〇八（一八二〇）年の間はほぼ八〇パーセント前後を占める。芥川村の中でも油屋平野屋利兵衛がほぼ半分ちかくを占め、販路はほぼ固定的である。ところが十二年には同村の東隣り別所村の油屋小左衛門が、芥川村の平野屋に代わって第一位を占めるように変化する。

油屋には水車稼ぎと人力稼ぎの両方があり、水車稼ぎはもちろん動力源として水流を要した。天保四〇六（一八三三）年に作成されたと推測される「摂河水車人力油屋名前帳」によると、市域の絞油屋は水車稼ぎ・人力稼ぎを合わせて二六人を数えた〔服部家〕。

山間の産業

菜種や麦は米の裏作とし

て栽培されたが、市域を斜めに走る西国街道を北に北摂山系に分け入った山間の村々では、冬・春の間の耕作は困難であった。「至って山中にて、冬作などは生立あしく甚だ難渋の村々」と天保十

表63 古曾部村の菜種販売

村 名	油 屋	文政3	文政6	文政8	文政12
芥川村	平野屋利兵衛	35.81	40.47	33.75	20.4
	堺屋庄兵衛（庄右衛門）	13.2	16.0	15.4	7.0
	袋屋斗之助	2.15			
	河内屋吉兵衛	2.0	8.5	6.3	
	油屋甚右衛門（平八）	6.5	4.6	5.78	5.4
小計	若松屋久兵衛	4.4	26.1	13.25	13.7
小計		64.06	95.67	74.48	46.5
紺屋町	治郎兵衛	14.4	3.4		
服部村	吉兵衛	4.84	1.5	2.99	
安満村	新津屋市郎兵衛	3.8	3.0	3.74	
郡家村	今津屋左衛門	1.0			
真上村	市嘉弥右衛門		7.23		
西天川村	弥右衛門		1.5	10.7	7.5
別所村	為三郎			1.2	5.0
東大寺村	小伊左衛門				30.3
					1.3

注）五十嵐家文書による。単位は石数。

(一八三九)年、丹州桑田郡中畑・田能村岡村庄屋が願い出ているが、ここでは炭焼きをはじめとする山かせぎが、冬の主たる生業であった。前年の冬、炭焼きが禁止されたことに對し、岡村はじめ組合一〇カ村がその存続を願い出たときの一節が、先の文言である。中畑村の山かせぎは、それによると材木挽売り四人、炭焼き四人、材木屋一人、炭木京売り一人を数えた〔近世四二一三〕。焼かれた炭は、京都に運ばれたようだ。なお炭づくりでは、享保末年の『五畿内志』に、萩谷村と隣村から出る萩谷炭をのせる。また成合村周辺で天保期に、越前・若狭から技法を学んだ製炭業があった〔大阪府誌第三編〕。

山かせぎ〔山渡世〕は他の山地集落にもみえ、丹州桑田郡の杉生・二料村では「諸木伐り採、柴割木」が売られた〔近世四六七、七〇〕。少し変わったところでは線香づくりがある。線香には白檀・

丁子・沈香などを松脂などの糊料で固めたもののほかに、杉葉の粉を原料とするものがある。白檀・沈香らは輸入品であったため、天明元(一七八一)年許可された大坂の株仲間も、沈香・白檀・伽羅・線香・真香商人として一括された〔大阪市史第一卷〕。それに対し杉葉を使った線香づくりは、山地の村々で営まれた。杉葉を買い集め、水車



写134 宮田半平翁顕彰碑
(岡力寺内・市内宮之川原元町)

第四章 村落秩序の変貌

表64 市域の寒天製
作人
(寛政10年)

村名	人数
芥川	3
高槻	1
津江	2
東五	2
土住	3
服室	1
城部	1
原山	4
萩谷	1
計	17

注) 近世(209)による。

話を頼むことを決めている〔近世(18)〕。

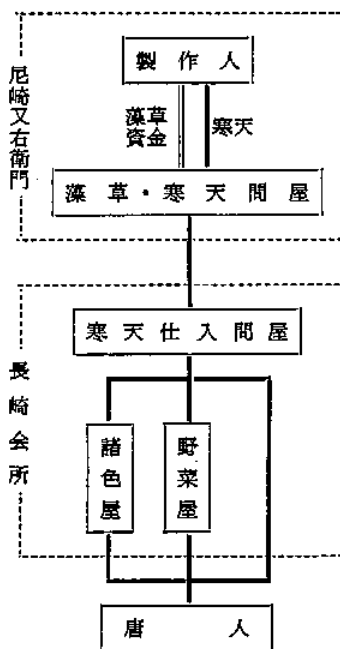
ところで山間農村の気象条件を活かした農閑期の産業として忘れてはならないものに、寒天業がある。今日でも文字どおり寒天のもとで、夜を徹して生産されているが、当時三島地方から能勢地方の山地村々でさかんに行われた。寛政十(二七九八)年に島上・島下・豊島三郡一八カ村の業者三四人が大坂町奉行に株仲間結成を願ひ出ている。

西国街道や丹波街道に沿って分布しているが、それは寒天づくりの立地条件に規定されている。寒天づくりはなによりも「至て寒気強き場所」でなければできないが、あまりに山間地に入れば、原料である干藻(天草が主)の入手および製品の運送に不便であり、淀川に近接すれば自然的条件はもとより、寒天業に大切な薪炭の採集に困難を伴うからである。

市域では九カ村一七人の寒天業者の名がみえる(表六四)が、当地での寒天づくりは一説によると天明七(一七八七)年の間、原村の宮田半平が伏見でこの業を学び、村内の城山溪谷で試作して成功、のち村民三人、さらに服部村の文蔵に伝授したという。その後寒天業は、長崎における唐人貿易の主要輸出品とし

で踏んで粉にしてつくるのだが、市域では川久保村と隣村尺代村(島本町)に線香稼人がおり、大坂へ売る値段が近年下がり、困っているのが文化十四(一八一七)年、摂津・河内・和泉三カ国の水車線香稼人が申し合わせ、大坂天満の尼崎又左衛門に線香取り締まりの世

図23 長崎向け細寒天の流通過程



注) 福山昭「近世北領寒天業の展開とその輸出」『近世史研究』43による。

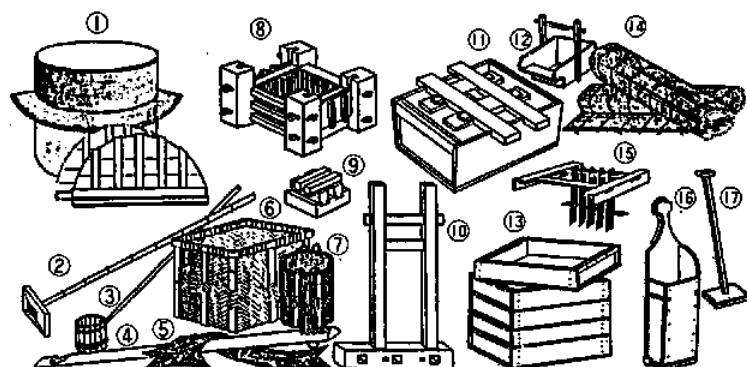
て飛躍的に発展し、生産者は寛政期の三四人から文化十(一八二三)年には八〇人に増えている【大阪の生、産と流通】。当初輸出用寒天の取引組織が充分にできていなかったため、品質の良否や値段の高下があり、営業に差し支えるからと先の株仲間出願があった。認められなかったが、原・服部・城山三カ村のように組(城山組)を組織し、商標をもうけ、製品の品質保証や生産・流通の統制をはかるものがあつた。城山組の寒天は「色合よく上品」で中国商人の評判も高く、長崎には年間約五、六万斤ほど送られた。文化年間の寒天全体の取引量がほぼ一三万斤であつたから、その半分を城山寒天が占めたことになる【近世史、三〇七】。

ところが寒天の増産はついに品質の低下、生産過剰を招き、文化十(一八二三)年大坂町奉行は大坂三町人の一人尼崎屋又右衛門を一手取締り人とし、長崎むけ細寒天の管理・統制に当たさせた。その仕法は、(一)長崎からの注文はすべて尼崎屋を通じ、平等に生産者に割り付ける、(二)製品は尼崎屋と業者惣代とが立ち会

つて量目・品質を検査し、長崎に送る、(三)代銀は大坂銅座役所で尼崎屋・銀主惣代が立ち会って請け取り、それぞれの割合をもつて生産者に渡す、というものであつた【野村豊「寒天業」、『資料の研究』前掲】。

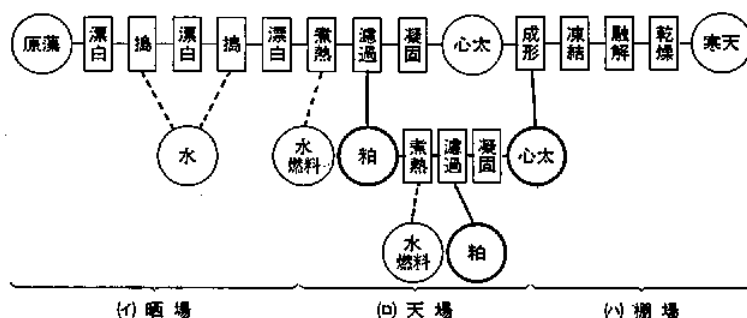
寒天業の製造工程すでに野村豊『寒天業については

図24 寒天の製造道具



- ①煮釜 ②拌棒 ③杓 ④押棒 ⑤鹿袋 ⑥草籠 ⑦運籠 ⑧絞棒 ⑨押蓋
⑩ノ木柱 ⑪大船 ⑫かいこし ⑬小船 ⑭簀 ⑮馬簀 ⑯心太筒 ⑰心太
突棒

図25 寒天の製造工程



注) 福山昭「近世寒天業の質労働者」(『大阪教育大学紀要第Ⅱ部門』19巻)による。

Ⅴ 近世の高槻

表65 寒天業経営収支（文化10年）

		銀 高	備 考
収入	細 寒 天	2,500.00	50丸 大坂産蒟蒻
支出	原料代	650.00	1,000貫目 大坂蒟蒻
	燃料費	377.10	焚木・葉
	賃銀	683.00	晒し、焚き、たばね
	減価償却	200.00	
	運送費	200.00	原藻85匁、寒天115匁
	年請利	80.00	寒天干場（2反）地代
	諸費	120.00	会所経費・海難手当
計		2,448.71	前借資金に対する利足
差 引		51.29	

注） 福山前掲論文による。

天資料の研究』、小林茂『北摂地域における寒天マニユの展開』や福山昭氏の業績にくわしい。いまその製造工程をやや詳しくみれば、工程は晒場・天場・棚場に大きく分かれ、晒場では九月二十日頃より、漂白作業がはじまる。漂白は川原などで原藻をひろげ、水をかけ日光にあてて退色させ、さらに唐臼で搗き、洗浄して混入した不純物を除去したのち、日光に晒す。漂白・乾燥した原藻はいったん蔵へ納入されるが、十二月十五日前後に天場に移され、煮焚きされる。煮熱は各種配合された原藻と水を大釜に入れて約一四時間、

時おり攪拌・差し水しながら行う。溶けた液は漚袋へ汲み取ったのち、圧搾濾過して大船にうけ、かいこしで小船へ移し、そこで凝固させ心太としたのち、馬鉄で適当な大きさに切って棚場へ担ぎ出す。

棚場は屋外の耕地に設けられ、棚に簀を敷いたところに心太を突き出し、天然の寒気で凍結させる。夜間凍結した心太は海綿状のものとなり、これが昼間融解すると水と不純分が取り除かれ、乾燥させると寒天になる。凍結→融解は一〇〜一五日、くりかえして行われる。この工程は明治一〇年代のものであるが、江戸期もほぼ同様と思われる（図二五）〔福山昭「近世寒天業の賃労働者」大（阪教育大学紀要第一部門一九九）〕。この間使われる用具は、図二四に示したものである。晒し終わった原藻か

ら寒天になるまで天場で二日、棚場で一〇〜一五日を要している。寒天のもと昼夜兼行で以上の工程は行われ、その労働の激しさは「寒天屋六十日や、乞食より劣り、乞食や夜も寝る楽もするよ」と歌われた。

右の作業工程にはまた、棟梁・釜脇・上人・中人・下人・晒し・雑役・精選（うらすき）という職制が存在した。標準の労働編成は棟梁一、中人一、下人一、晒し二の計五人で、一株一盆で天草一、〇〇〇貫目を焚き、寒天五〇丸（一九三〇斤入）つくるのが標準であった。

表六五は文化十年、寒天株仲間結成時の寒天経営の試算だが、支出のうち賃銀が一番多く、ついで原料・燃料費となっている。賃銀のうちたばね（精選）は近在貧農の日雇労働によったが、晒しと焚きの両工程には一定期間連続的な雇傭労働を必要とした。それがどこから供給されたかについていえば、寒天業の盛んだった天明〜文化期には近在下層の農民を担い手とし、幕末期には丹波・丹後地方からの出稼ぎ労働に変わる。

この間当地の寒天経営の動向をたどれば、原料である藻草の入手難・価格高騰が響いて、輸出入の細寒天づくりは不振をきわめた。なにより生産費目に占める藻草代の比重が高く、天保四（一八三三）年に七〇パーセント近く、嘉永四（一八五二）年には八七パーセントを占めている。藻草価格の上昇率に比べた細寒天価格の硬直性が、この原因となっている【福山昭『近世北摂寒天業の展開』とその補遺『近世史研究』四三】。

在郷の商 平野部から北に山間の村むらで展開した農間余業の有様を眺めてきたが、本節の最後に在郷人と職人の商人と職人について調べてみる。

本来自給的とされる封建農村も大坂周辺地域では、江戸時代の初期から在郷町などと一定の分業関係をもった。富田はそのような在郷町の代表で、すでに前章の触れるところである。農村内で商業的農業やその加

Ⅱ 近世の高槻

表66 明細帳よりみた商人と職人

年次	村名	商人と職人	小計	計
天明7	富田	大工9 鍛冶6 医師5 外科1 左官1		22
天保14	服部	柚9 木挽5 桶屋2 医師2 大工1	19	46
		寒天製作15 たばこ仲買5 古手屋7 酒造稼・油屋・質屋・米商人各1	27	
明治5	土室	酒屋1 博労2		3
々	氷室	杣木挽13 瓦屋1 犁屋・水車職各1	16	30
		小商内	14	

注) 各村明細帳(近世64・71・75・76)による。

表67 富田村の商人・職人(天保13年)

商人				職人			その他	
古手古道具屋	34	油 稼	3	樽 屋	10	京大坂飛脚	5	
酒 造 屋	8	大 物 屋	3	大 工	8	医 師	3	
酒 小 売	17	大 菓 子 屋	2	鍛 冶 屋	6	按 腹	3	
質 物 屋	14	材 木 屋	1	紺 左 官	4	髪 呂 屋	3	
青 物 屋	7	薬 種 屋	1	左 表 具 師	3	風 本 屋	1	
小 間 物 屋	7			表 傘 職	3			
小 塩 肴 屋	5			籠 職	3			
豆 腐 屋	5			疊 職	2			
米 罎 屋	4			指 物 屋	1			
干 荒 物 屋	4			瓦 屋	1			
計			119軒		44軒			16軒

注) 「諸商人并職方書上帳」(吉田(泰)家文書)による。

工業の展開がすすめば、在郷の商人・職人たちはその姿をいっそう明瞭にあらわすようになる。まずその様相を各村の明細帳より拾ってみよう。

予想されたように村によって著しい格差がありながらも、かなりの商人・職人が確められる。彼らが農業生産からどの程度離れていたかはわからないが、在郷町富田はもちろん



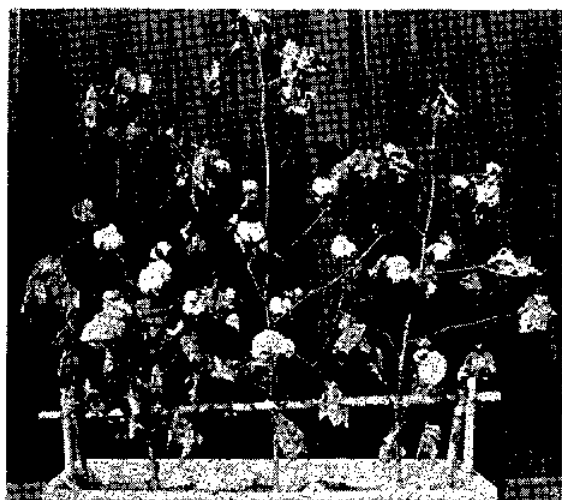
写135 木挽の図（葛飾北斎「富嶽三十六景」より）

のこと、服部村や氷室村は商工業村落の様相を呈しはじめている。またその場合も、商人と職人の比率は両村で異なり、服部村は商人が、氷室村は職人がより多い。

職人として注目をひくのは、**杣・木挽**、大工および鍛冶職である。杣（杣人）は林業労働者として、杣山の樹木を伐り出すことを業とし、木挽は大鋸でそれらの材木を挽いた。木挽は江戸の木挽町のように城下町にも集住したが、このように杣と一緒に、山間や街道筋の村々にも存在した。彼らはそれぞれ、職人頭のもとに仲間組織（同業者仲間）を地域ごとにもち、営業に当たり鑑札を保持することが必要であった。

大工も同様に、各地の大工頭のもとに地域的な仲間組織をもった。市域近辺では摂津島下郡福井村を根拠地とする福井組が有名である〔福井組
大工文書〕。

当時の大工はもっぱら民家や寺社の普請にその技量を発揮し、また、江戸時代の初期には各地の城郭普請に動員されることも多く、京都の中井家を棟梁とする大工組もそれを契機に組織されたものである。このようなわけで農村の職人は比較的早くから存在した。鍛・鋤などの農具を鍛えた鍛冶職も同様である。



写136 木 わ た（教育委員会提供）

ところが職人と比べると、商人はむしろ時代が下がるにしたがって増加した。なぜなら商うべき商品が農村で生産・流通することが前提条件だからである。服部村のたばこ仲買は、当地でのたばこ生産の消長につれて増減し、最盛期の元禄頃にはもっと多かっただろう。寒天製作人の動向は、先にみたとおりである。氷室村の商人はその種別を記していないが、その地の産物であった綿・木綿や菜種を扱ったことと推察される。

菜種・油を扱った油屋も、明細帳の記載ではあまりに少なすぎ、実際にはもっと多く、村ごとに存在した（表六三参照）。質屋についても、文化十一（二八四）年の「質屋仲間最奇村書帳」では島上・島下二郡のうち四七カ村の名がみえ、市域では富田村、東・西五百住村がのる〔近世白〕。

明細帳の記す商人・職人が少なすぎるのではないかという点では、富田村の業者数は極端に少なく、天保十三（一八四二）年、高槻藩が調査した史料では、商人・職人数は表六七のとおりである。全村四七三軒のうち一七九軒、三七パーセントが農間に三三種の商工業に従事している。さすがに在郷町といえる職業構成である。その内容を子細にみれば、酒造や油稼ぎといっ

第四章 村落秩序の変貌

表68 富田村の質屋
(文化・文政期)

布	屋	利	兵	衛
干	錫	吉	右	門
梳	屋	七	郎	衛
布	屋	忠	兵	衛
小	松	松	三	郎
奈良	屋	吉	郎	右
奈良	屋	治	左	衛
袋	屋	五	右	門
大	坂	屋	仁	兵
鷲	屋	宇	兵	衛
袋	屋	清	兵	衛
煙	草	五	左	衛

注) 近世(206)による。

富田村の質屋(表六八)たちは、天保八(一八三七)年、困窮人への施行米を売り払った人たちでもあった。

た農産物の加工業よりも、古手・青物・小間物・塩肴・豆腐・米・煮物・菓子などが在郷町や周辺農村住民の日常生活物資を扱う商人の多いのが目につく。彼らは文字どおり小規模な商人だろうが、酒造屋と質屋は村落上層の商人地主であった。酒造屋は紅屋(清水家)に代表されるが、質屋もそれに劣らぬ資金をもち、今日のイメージとは異なる。